

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○ ほか32名

被告 国ほか4名

準 備 書 面 (50)

原告らの主張のまとめ—その5

被告らの本件「戦争法」立法行為は、原告らの人格権を侵害し、
その行為は、国賠法上の違法に該当する

2021年2月2日

松山地方裁判所 御中

原告らの主張のまとめ—その5
被告らの本件「戦争法」立法行為は、原告らの人格権を侵害し、
その行為は、国賠法上の違法に該当する

目次	
はじめに	3
第1 被告らの行為は、淵源的権利である「平穩に暮らす権利＝人格権」の侵害	4
1 被告らの本件行為は、淵源的な権利の「平穩に暮らす権利」を侵害する.....	4
(1) 「戦争法」は、〈立憲平和主義〉原理下で「平穩に暮らす権利」の侵害である.....	4
(2) 前文・9条は、「平和的手段による平和」を求め、「戦争法」はこれに反する.....	6
2 〈立憲平和主義〉下で「平穩に暮らす権利」の侵害は、「人格権」の侵害でもある.....	7
(1) 「戦争法」は、〈立憲平和主義〉下で平穩に暮らす「人格権」の侵害である	7
3 「戦争法」が、世界の人々の平穩に暮らす「人格権」を侵害する.....	8
4 小結(被告らの行為は、淵源的権利の「平穩に暮らす権利＝人格権」を侵害)	11
第2 「戦争法」が、「人格権＝個人の尊厳」を侵害するその侵害の本質	11
1 「戦争法」は、自衛隊部隊の「戦闘現場」での活動に道を開いた.....	11
2 「戦闘現場」とは、人が殺し、殺される「戦場」.....	11
3 ある「学徒兵」の「戦場」の葛藤	12
4 虐殺命令拒否しても葛藤は消えない.....	13
5 「戦場」は、「個人の尊厳」を蹂躪する.....	14
6 「戦争法」は、「個人の尊厳」を全うしえない事態を直面させる.....	15
7 個人の尊厳＝経験的事実による論証.....	16
8 「戦争法」は、憲法前文・9条・13条に反し、「個人の尊厳」を侵害する	18
9 小結(「戦争法」は、「平穩に暮らす権利」と「個人の尊厳」を破壊する)	19
第3 「戦争法」がもたらす軍事的緊張とそれによる被害の拡散の道筋の概要.....	20
第4 原告らの個別的具体的被害の性質・内容.....	22
第5 原告らの被害の客観的裏付け—「戦争法」による戦争の危険の「人格権」侵害	24
1 「㊦」と「㊧」が、客観的事実であること.....	24
2 「㊦㊧本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」の内容	29
(1) 「戦争・戦場・戦闘」は、「人格権(個人の尊厳)」を侵害する.....	30
(2) 『元海兵隊員の証言』が示す、兵士の心を壊す戦場の本質	31
(3) 「戦争法」は、〈立憲平和主義〉下の平穩な生活権を侵害し、人格権を侵害	33
(4) 「戦争法」は、平時の「積極的平和」活動を侵害.....	34
3 「戦争・戦場・戦闘」は、人々の心身に深い傷を及ぼし「人格権」を侵害する	35
4 小結(「戦争法」が、主権者(原告らを含む)の「人格権」を侵害している)	40
結語(被告らの行為は、人格権を侵害し、それは、国賠法上の違法に該当する).....	41

はじめに

① 被告らの本件行為が違憲である第1の理由は、本件「戦争法」が、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に反する違憲立法であるということである。したがって、この被告らの本件行為は、権力の濫用を〈法〉において縛り、人々の人権や自由を保障するという〈立憲主義〉という基本原理を採用している日本国憲法の基礎である原理の破壊行為であるということが、被告らの本件行為の本質である。したがって、このような被告らの本件行為によって生じる基本原理により保障する権利の侵害とそれにより被る損害の性質は、権利侵害と被る損害が憲法の基本原理とする〈平和主義〉であるという性質上、つまり、平穏な日々を過ごすという基礎的な権利(以下「立憲平和主義下の平穏な生活権」という。)の侵害であることから、本件「戦争法」の立法行為及びその施行による直接的影響の有無やその強弱の程度にかかわらず、すべての主権者の権利侵害であり、被る損害であるということが、本件行為の最大の特徴である。

なお、原告準備書面(46)で本件「戦争法」が違憲立法であること、被告らの本件行為が、原告らの具体的権利を侵害することを明らかにし、同(47)で本件「戦争法」により戦争・紛争の具体的危険性と〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害と損害が拡大していることを明らかにしている。

② 被告らの本件行為が違憲である第2の理由は、前述の第1の原因で述べた理由から、すべての主権者の〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害であるが、それは、当該書面で後述する理由からすべての主権者の「人格権」の侵害となる。したがって、〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉は、日本国憲法の基本原理であることから、被告らの本件行為の直接的影響ないし間接的影響の有無や強弱の程度にかかわらず、すべての主権者の権利侵害であるということが、本件行為の特質である。

以上のように、① 被告らの本件行為は、〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害であり、② 被告らの理由から、「人格権」の侵害である。さらには、原告準備書面(53)で述べる理由から、被告らの本件行為は、〈平和的生存権〉の侵害でもある。このように、被告らの本件行為は、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に反する違憲立法であることから、そのことによって生じる権利侵害の内容は、〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉という共通した権利の侵害となるが、その違憲理由の根拠はそれぞれに異なるということが、被告らの本件行為の大きな特徴である。

以上のことを前提に、原告らは、被告らの本件行為により、原告らの「人格権」が侵害され、損害を被っていることを原告準備書面(1)、同(5)、同(10)、同(11)、同(12)、同(13)、同(14)、同(18)、同(27)、同(28)、同(31)、同(33)、同(42)などで主張してきた。被告国は、被告国第1準備書面、第2準備書面、第4準備書面で、原告らのこの主張に反論し、これに対して、原告らは、原告準備書面(27)で反論している。また、札幌地裁の判決に対して、事実誤認、理由不備・齟齬があり、誤判を犯していることを原告準備書面(42)で明らかにしたが、被告国は、札幌地裁判決は、正当であるとの反論を被告国第7準備書面で行っている。

以上のことを踏まえ、当該準備書面では、原告らのこれまでの主張を整理し、被告らの本件行為が〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を侵害し、それは、主権者(原告らを含む)の「人格権」の侵害であり、また、国賠上の違法に該当することを明らかにする。それは、前述した権利侵害の共通性の理由から、他の権利侵害に関する立証となるので、そのことを確認しておく。なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

第 1 被告らの行為は、淵源的権利である「平穏に暮らす権利＝人格権」の侵害

1 被告らの本件行為は、淵源的な権利の「平穏に暮らす権利」を侵害する

被告らの本件行為が違憲である理由は、前述の **1 2** のように、本件「戦争法」が、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に反する立法であり、それは、憲法の基本原理の〈立憲主義〉の破壊行為であり、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉下で平穏な暮らしを過ごすという主権者の極めて基礎的淵源的な権利である〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害である。詳細は、原告準備書面(46)で述べたとおりであるが、簡単にその概要を述べ、**1 2** が、〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害であるに橋渡しとする。

(1) 「戦争法」は、〈立憲平和主義〉原理下で「平穏に暮らす権利」の侵害である

日本国憲法の基本原理を憲法前文は、次のように明記している。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

このように、憲法前文において、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ること

のないやうにすることを決意」し、「主権が国民に存することを」宣言し、「この憲法を確定」した。「国政は、国民の厳粛な信託による」とし、「権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とし、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と明記している。

原告準備書面(49)で述べたように、淵源的権力の保持者は、人民(国民)である。「権力」は、「憲法によって作られた権力」に過ぎない。権力は人民(国民)の代表者がこれを行使することができるが、それは、人民(国民)主権の下での「国民の厳粛な信託による」ものである。この「信託」をブリカニカ国際大百科事典では、「広義では、当事者の一方が自己の名義で権利を保有しながら、それを他人(受益者)のために行使しなければならない関係をいう」とある。日本国憲法は〈立憲主義〉と〈法の支配〉をその原理とする。

杉原泰雄(一橋大学名誉教授・専攻憲法)は、「統治権の権利主体は主権者であって、国会・内閣・裁判所等の公権力担当者は、憲法で認められている権能だけを『権利』としてではなく、主権者の利益のためにしなければならない『権限』として、憲法の定める方法(手続と条件)に従ってのみ行使することができる」(『憲法と公教育』93頁)と解説している。

『憲法 I』(有斐閣、2006年 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利著)では、「権限を授けることは、同時に権限を制限することである。授けられた権限しか行使し得ない」(20頁)と解説し、辻村みよ子(東北大学大学院法学研究科教授)も『憲法(第4版)』(日本評論社 2013年)で「(2) 授権規範性と制限規範性 憲法は、国法秩序のなかで最終的な授権規範(他の法規範の制定者に対してその権限を授ける規範)としての性格をもち、同時に、制限規範(他の国家行為の内容を規律し制限する規範、すなわち、権力を制限する基礎法)としての性格も有する(清宮・憲法 I 16-24頁)」(14頁)と解説している。他の憲法の専門書にもほぼ同様の解説である。

杉原泰雄は、この授権規範・制限規範についてやや詳しく、一般的読者に分かり易く次のように解説している。

統治権について、「権利」としての統治権と「権限」としての統治権を区別しなければなりません。権利も権限も一定のことをすることができる法で認められた力ですが、権利はそれを自分の利益のために使うことができるのに対して、権限はそれを自分の利益のために使うことができない点で、大きく異なっています。権利としての統治権を持っているのは、憲法が特別の定めをしている場合を別として、主権者だけです。国会や内閣などは、憲法で認められている権限としての統治権を担当しているにすぎません。しかも、その権限は憲法の定めている方法で主権者の利益のために行使しなければならない「公務」でもあります。権限の担当者にすぎない者が、その権限を自分の利益のために行使したり、憲法で認められていない事項・方法ですることを「権限の濫用」といいます。必要な

権限の行使をおこたったり濫用したりすれば、憲法違反となります。(『日本国憲法と共に生きる』106～107頁)

以上の杉原の解説を当て嵌めれば、「国会や内閣などは、憲法で認められている権限としての統治権を担当しているにすぎ」ない。「しかも、その権限は憲法の定めている方法で主権者の利益のために行使しなければならない『公務』である。「権限の担当者」にすぎない者が、その権限を自分の利益のために行使したり、憲法で認められていない事項・方法であることを『権限の濫用』といい、「必要な権限の行使をおこたったり濫用したりすれば、憲法違反となる」。

憲法98条で日本国憲法を最高法規と定め、99条で被告ら国務大臣、国会議員などは、この憲法を尊重し擁護する義務を負う(ふ)と規定している。

このことを本件に当て嵌めれば、被告らの本件行為は、原告準備書面(46)で述べたように、本件「戦争法」の立法内容は、憲法の基本原理である〈平和主義〉に反し、被告らに委任されている授權規範・制限規範に反し権力の濫用であり、憲法違反である(詳細は、原告準備書面(46)の「第1 『戦争法』の立法内容は、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉に反する」(7-15頁))。

このような憲法原理の本質の侵害であるから、被告らの本件行為による原告らの権利侵害は、国賠法1条1項の違法行為に該当することは法理の当然である。なお、このことは、訴状の段階から一貫して主張していることである。ところが、原告準備書面(27)で述べ、また、同(51)で述べているように、被告国主張❶ないし被告国主張❷は、本件の権利侵害の本質のこの点について一切触れず、本件の権利侵害の本質を争点・論点とすることを回避し続け、また、札幌地裁判決などもそれは同様である。その理由は、本件「戦争法」が違憲立法であるか否かを争点・論点とすることを避けるためである。この点は、原告準備書面(48)で、本件「戦争法」の立法内容の違憲審査が不可欠であることで述べた。

(2) 前文・9条は、「平和的手段による平和」を求め、「戦争法」はこれに反する

被告国が一切触れず、回避し続けている争点・論点とは次の点である。

憲法前文で、「政府」を名指し、「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意した。この具体化が〈戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認〉からなる憲法9条である。

辻村みよ子は、『憲法 第4版』(2013年 日本評論社)で、「立憲主義とは、もともと権力者の権力濫用を抑えるために制定するという考え方のことをいい、広く『憲法による政治』のことを意味している。・・・近代以降に、国民主権・権力分立・基本的人権保障の基本原理を伴った近代憲法が成立して立憲主義が定着したため、これを近代立憲主義の意味で用いることが多い。」(8-9頁)と述べている。

芦部信喜(東京大学法学部教授)は、『憲法 第三版』(高橋和之補訂 2002年 岩波書店)で、近代立憲主義憲法は、「個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とするが、この立憲主義思想は法の支配(rule of law)の原理と密接に関連する。」(13頁)とし、その〈法の支配〉を、「専断的な国家権力の支配(人の支配)を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理である。」(13-14頁)と述べている。

このような、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に、本件「戦争法」は、反する違憲立法である(詳細は、原告準備書面(46))。

なお、本件「戦争法」は、これまでの政府が示してきた9条の解釈をも踏み越えている。したがって、政府の憲法解釈を職責として担っている内閣法制局元長官らさえも、本件「戦争法」は、憲法違反であると断言しているのである(証拠甲2号証)。

2 〈立憲平和主義〉下で「平穏に暮らす権利」の侵害は、「人格権」の侵害でもある

(1) 「戦争法」は、〈立憲平和主義〉下で平穏に暮らす「人格権」の侵害である

原告準備書面(46)の6-26頁で詳細に述べたとおり、本件「戦争法」は、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉に反し、被告らの本件「戦争法」の違憲立法行為などを起因として、原告らの淵源的な権利・利益の侵害である。つまり、被告らの本件行為の本質は、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉の破壊行為であり、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉下で平穏に暮らすという淵源的・基礎的な権利の侵害であり、それは、次の理由から「人格権」の侵害でもある。

日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが、日本国憲法の基本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示す。同条は、種々の個人的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えられる。

原告らが訴えている侵害される「人格権」とは、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体である広義の「人格権」である(大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁-大阪空港事件控訴審判決参照)。

つまり、このような「人格権」は、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的な事柄であって、憲法上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがない。また、人間として生存する以上、平穏で、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことが、「立法その他の国政の上で」も、最大限度尊重されるべきものであることを憲法第13条は、規定している。

そして、このような人格権の侵害に対しては、これを排除する権能が認められ、また、その侵害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきである(最高裁判所2002年9月24日判決(いわゆる石に泳ぐ魚事件)参照。)

本件「戦争法」は、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉に反する違憲立法であることから、平穏に暮らす権利の侵害であることを原告準備書面(46)で述べた。つまり、本件「戦争法」は、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に反し、近代憲法の基本原理である立憲主義の籐の下で平穏に暮らす日々、平和のうちに生存する原告らの具体的権利を侵害するが、それは、憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体である広義の「人格権」(大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁)の侵害でもある。

つまり、被告らの本件「戦争法」の立法行為及び同法の施行行為は、立憲主義の籐の下で平穏に暮らす日々の権利を侵害するということから、それは、すべての人々の個人の生命・身体の安全を危険にさらし、平穏で、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことの侵害であり、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」との規定に反することを意味し、個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体である広義の「人格権」を侵害することにほかならないからである。逆にいえば、特定の個人の平穏で、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことの侵害であることを取り上げているということではない。

以上のように、被告らの本件行為による権利侵害の事実は、本件「戦争法」が、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉に反する違憲立法であることから、平穏に暮らす権利の侵害であることから、**①**被告らの本件行為が違憲・違法である第1の理由による権利侵害と損害と**②**被告らの本件行為が違憲・違法である第2の理由による権利侵害(〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉)と損害とは、多くの点において重なるが、その違憲・違法行為となる法源がそれぞれに異なる。

したがって、〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉は、日本国憲法の基本原理であることから、被告らの本件行為の直接的影響ないし間接的影響の有無や強弱の程度にかかわらず、すべての主権者の権利侵害であるということが、本件行為の特質である。

3 「戦争法」が、世界の人々の平穏に暮らす「人格権」を侵害する

「平和学の父」と呼ばれるヨハン・ガルトゥング(注1)は、『日本人のための平和論』(2017年 ダイヤモンド社)で、本件「戦争法」は「あと戻りできない危険な道」へと至ると次のように述べている。

注1 Johan Galtung 社会学者。紛争調停人。多くの国際紛争の現場(国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連児童基金(ユニセフ)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、欧州連合(EU)、経済協力開発機構(OECD)で多くの機関の委員やアドバイザーとして重要な役割を果たす。諸学を総合した平和研究を推進。「積極的平和」「構造的暴力」の概念の提唱者。大学等の教育機関では多くの学生を指導。日本では国際基督教大学、中央大学、創価大学、立命館大学で教鞭を執る。ライト・ライブリフッド賞(“もうひとつのノーベル賞”受賞)。

あと戻りできない危険な道

いま多くの日本人が、世界中がきな臭くなっていることを感じている。そして、米国に守ってもらわなければ日本の安全は守れないのではないか、そのためには集団的自衛権を行使して米国に協力しなければならないのではないか、日本はテロとの戦いに参加する道義的義務があるのではないか、と思っているように見受けられる。

しかし、私に言わせれば、集団的自衛権は日本を守るどころか、日本の安全を脅かすものでしかない。それは日本をより危険な状況に陥れる。

米軍による最近のアフガニスタンやイラクへの軍事介入のことを考えてほしい。いずれも不可逆的な行為であり、もとに戻す方法は存在しない。殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって米国とその同盟国に襲いかかる。それは無視することも、避けることも、退けることもできない。それがいま欧米の各地を襲っているテロの本質である。

さいわい、日本はまだあからさまな憎悪や復讐の対象にはなっておらず、日本国内ではそのようなテロは起こっていない。イスラムの人々は、日本は過去、米国と軍事行動をともにしたことがないことを知っており、それが日本に幸いしていると考えて間違いない。しかし今後、米国に付き従っていく現在の姿勢が続くなら、米国が世界で行っている間違った行動のツケが日本にも回ってくる。

そうなったとき、これほど狭くなった世界では、だれの手も届かない場所に身を隠すことはできない。IS(イスラム国)のことだけを言っているのではない。仮に彼らを明日壊滅できたとしても、その空隙を埋める別の勢力がすぐに生まれる。そうした過激思想に駆られた戦闘員は、世界中どこからでも姿を現すだろう。それを防ぐことはだれにもできない。

日本の自衛隊員が、米軍と協力して、どこか遠くのイスラムの地で戦うことが、なぜ日本の自衛につながるのか。どんなに想像をたくましくしても、私にはその理屈がわからない。

一見正当な「要請」を受けたように見えることであっても、日本の兵士が日本から遠く離れた地で米兵とともに戦うことが、なぜ日本を守ることににつながるのか。

本章冒頭で述べた行為の「可逆性」という基準に照らしても、「集団的自衛権」の行使は、日本をあと戻りできない地点へ運んでしまうという点で、適切な選択肢ではない。日本人にとってはこの点を理解することが最も大切だと思う。

「集団的自衛権」の本質

「集団的自衛権」が何であるかは、そのネーミングに端的に表れている。ただし裏返しにして。

まず、集団的自衛権のなかに「集団」という側面はどこにもない。そこには米国がいるだけである。「集団」という言葉は対等な関係という印象を与えるが、実際には大きな兄と小さな弟の関係である。

そして集団的自衛権は「自衛」でもない。「自衛」というならば、守る対象は日本である。私が定義する日本は、主要4島、多数の小さな島々、そして岩礁からなる日本列島である。どう考えてもイラクやアフガニスタンが「自衛」すべき日本の一部であるはずがない。これは世界に出て行って米軍と協力して戦うという約束であって、いかなる定義に照らしても、日本の自衛と見なすことはできない。米国の過去の行動記録に照らせば「攻撃」と言うほうが適切であろう。「防衛」とは、他者からの武力侵略から身を守ることである。当たり前すぎる言葉の定義だが、これは忘れてはならない議論の出発点である。

つまり日本政府が言う「集団的自衛権」は、全くのナンセンスであり、プロパガンダである。それは事実上の軍事同盟であり、正直な言葉に直すなら「米国による他国攻撃に参加する権利」である。日本は本当に、世界でも——世界史的に見ても——もっとも好戦的な米国の軍隊と手を携えて戦闘行為を行いたいと思っているのだろうか。(16-19頁。下線原告ら。)

水島朝穂(早稲田大学法学部教授)は、『平和の憲法政策論』(日本評論社)で、「平和研究、紛争研究の開拓者、また第一人者として知られている、J・ガルトゥングは、1971年段階で、『戦争の不在(absence of war)』を『消極的平和(negative peace)』として、『構造的暴力(structural violence)』のない状態を『積極的平和(positive peace)』として区別するシエーマを提示した。この定式化は、日本の平和的生存権の議論にも影響を及ぼしてきた。」「平和とは『紛争の非暴力的・創造的処理を可能にする状態(事態)』をいう。」と述べている。つまり、ガルトゥングが述べる「平和」とは、「平和的手段による平和」であるが、憲法前文の文言の「平和」も、このような平和である(詳細は、原告準備書面(17)の5-7頁)。

つまり、紛争の真の解決は、「軍事的手段による解決」ではなく「平和的手段による解決」でしか実現せず、「軍事的手段による解決」は、ガルトゥングが述べるように、紛争を拡大し、「殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって」当事国に襲いかかってくる。

「平和」という衣を羽織っていても「平和安全法制(「戦争法」)」の実態は、ガルトゥン

グが言い表しているように「米国による他国攻撃に参加する」ための法律である。これによって、原告準備書面(47)及び証拠甲94号証の「半田滋陳述書」にある客観的具体的根拠に基づくものであり、本件「戦争法」の立法化及びその施行により、長年アフガニスタンなどで医療活動を行ってきた中村哲医師が、日本国民であるとの理由で、2019年12月4日、アフガニスタンの東部ナンガルハル州の州都ジャララバードにおいて、車で移動中に何者かに銃撃を受け、死亡事件が端的にそれを示し、決して単なる主観的、抽象的なものでもなければ、信仰・思想・良心・信条・信念等による受け止め方や考え方の問題ではなく、国際社会の軍事的緊張を高め、その地で暮らす人々の日常生活に混乱と危険や被害を拡散し、憎しみを生み出すだけであり、「平和」を遠ざけている。

それは、身体的な危機や損害にとどまらず、次のように、個人の尊厳を侵害している。

4 小結(被告らの行為は、淵源的権利の「平穏に暮らす権利＝人格権」を侵害)

以上のように、被告らの本件行為は、主権者(原告らを含む)の淵源的な権利である「平穏に暮らす権利＝人格権」を侵害する。

第2 「戦争法」が、「人格権＝個人の尊厳」を侵害するその侵害の本質

1 「戦争法」は、自衛隊部隊の「戦闘現場」での活動に道を開いた

原告準備書面(11)で述べたが、蟻川恒正(日本大学教授)は、『尊厳と身分』(岩波書店)の「『個人の尊厳』と九条」の「二 戦争と『個人の尊厳』」において、「安保法案『違憲』論の根源性」として、「個人の尊厳」、つまり、「人格権」の侵害性を第一に上げている。その理由として、「戦争法案＝安保法案」が、自衛隊部隊を「戦闘が起こる可能性がある地域での活動を許容することにより、自衛隊の活動範囲が活動期間中に『戦闘現場』になる可能性に道を開いた」と述べている。

2 「戦闘現場」とは、人が殺し、殺される「戦場」

蟻川は、自衛隊の活動範囲が活動期間中に「戦闘現場」になるその現場とは、人が殺し、殺される戦場であると述べる。

つまり、通常の暮らしの環境では、「人を殺さず」という絶対的要請ないし道徳心を問われ、「決定的瞬間」における選択の葛藤を迫られることなどあり得ず、そのことを考えることさえない。しかし、人が殺し、また、殺されるという極限状況にある「戦場」では、その「決定的瞬間」にどうするのかを一人一人が、決断を迫られる。

己の「いのち」を捨て去ることをいとわないという決意なしでは、その「決定的瞬間」に「自らは殺さない」ことの実践はかなわない。「自らは殺さない」との決意は困難であるが、「避け得るならば殺さない」などの道徳心ないし信条・信仰のようなものを大なり小なり、多く人は、持っているのではないかと思われる。つまり、極限状況の「戦場」にあっても、人は、「人を殺さず」「避け得るならば殺さない」という道徳心的な信条が消え去ることなく心のなかに存在すると思われる。

つまり、人は、そのような「戦場」に放り込まれると日常的に、前記の選択を迫られ、人を殺すか殺されるのかとの「個人の尊厳」の葛藤を抱えることになる。このことが、「戦争法」の違憲論の根源にしている。

なお、この蟻川の違憲論は、本件「戦争法」が、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に反する立法の強行成立であり、それは、憲法の根本原理の破壊行為であること、そして、それは、すべての主権者の平穏な日々を過ごすという基礎的な権利である〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害であり、単に自衛隊の活動範囲が活動期間中に「戦闘現場」に遭遇する自衛官の「個人の尊厳」ととどまるのではないということが、本件の本質である。そのことを前提にして、本件「戦争法」は、あらゆる場所を「戦闘現場」に変える存在であるといことであり、するとその「戦闘現場」とは、どのような現場であるのか、そして、それにより、「個人の尊厳」が、「人格権」が侵害されるということである。

3 ある「学徒兵」の「戦場」の葛藤

蟻川は、そのことをある学徒兵(渡部良三)の生々しい体験を綴った『歌集小さな抵抗』(岩波書店、2011年)ある学徒兵の「大きな抵抗」を引用し次のように述べている。「渡部が直面したような殺人演習は、渡部の部隊に限られたものではない。これを拒むことがほとんど不可能であることは、『上官の命令は天皇の命令と心得よ』といわれた当時の日本の軍隊の実情を少しでも知る者には、何ら説明を要しまい。『虐殺[を] 否む戦友[が]ひとり[として]無[かった]』としても、その場にあった誰もが心に傷を負ったであろうし、渡部の多くの僚友は、その良心をずたずたにされたに違いない。それでも、命令を拒むことはできないのである。その只中で、渡部は自己の良心を貫徹させた。これは、奇跡といわなければならない。われわれは、1944年の中国の大地を蹂躪した日本人兵士の群れのなかに、ひとりの渡部良三がいたことを知るべきである。」「だが、私か渡部を取り上げるのは、そのような奇跡的といいうる彼の事績を顕彰するためではない。あるいは、唾棄すべき殺人演習を今後二度とふたたび繰り返してはならないことをいう

ためでもない。私か渡部を取り上げるのは、自己の良心に誓って殺人演習を拒み通しえた渡部が、にもかかわらず、良心の痛みに苦しんでいるということ、考察するに値する問題であると考えためである。「なぜ自分は、あのとき、自らが命令を拒否するだけでなく、木にくくりつけられた捕虜の前に進み出て、殺してはならぬ、と教官や僚友に説くことができなかつたのか。渡部は、そのことを生涯悔い続けることとなる。」「もちろん、その場にあつて、そんな説得を敢行することは不可能である。自ら命令を拒みただけで奇跡であり、その上捕虜を殺してはならぬと教官や僚友に説くことなど、到底常人に期待できることでないのは、火を見るよりも明らかである。」「だが、重要なことは、それでも人は苦しむということである。ひとつの奇跡をなし遂げ、さらにもうひとつの奇跡をなし遂げることは、求めるべくもないことであるけれども、渡部が苦しんでいるのが事実である以上、傍から、そんなことに苦しむ必要はないのですと提言しても、渡部の生きている現実は少しも治癒されない。」(80～84頁)

このようなものが、「個人の尊厳」であり、「人格権」というものである。

4 虐殺命令拒否しても葛藤は消えない

蟻川は、虐殺命令拒否者である学徒兵の渡部が、苦しむその要因を「虐殺命令拒否者の『個人の尊厳』は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に『反戦活動』もしてはじめて全うされる。虐殺命令拒否だけでは『個人の尊厳』は全うされない」と述べ、そのうえで、「戦争の問題に即しての『個人の尊厳』の発現形態は、良心的兵役拒否であると論じられることがしばしばある。戦場で人を殺すことを倫理的に許容できない者に戦争への従事を強いることは、その者の『個人の尊厳』を毀損するといえそうだからである。だが、広中は、良心的兵役拒否を『個人の尊厳』と等置することを許さない。良心的兵役拒否者が『真に自己の個人としての尊厳を確保しようとするなら兵役拒否とともに反戦活動もすべきだ』と考えるからである。良心的兵役拒否者の『個人の尊厳』は『反戦活動』もしてはじめて全うされるのであり、良心的兵役拒否だけでは全うされない。」と述べ、そして「このような広中の解釈図式は、渡部が苦しんでいることの意味を説明する。虐殺命令拒否者の『個人の尊厳』は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に「反戦活動」もしてはじめて全うされる。虐殺命令拒否だけでは『個人の尊厳』は全うされない。だから渡部は苦しんでいるのである。」「渡部の短歌を広中の補助線で読むことによって、ふたつのことが分かる。ひとつは、渡部ができなかつた教官・僚友への説得は、——あまりに直截的であるがためにそれとは見えにくいけれども——語の本質的な意味で『反戦活動』と呼ぶべきものであるということである。／もうひとつは、渡部ができなかつた『反戦活動』も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれず(良心的兵役拒否者の『反戦活動』)、さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる(平時の一般市民による『反戦活動』)ということである。／ここから導かれる差し当たりの教訓は、次のことであろう。／いまは当然できると

思われていること——『反戦活動』——が、徐々にできにくくなり、そうして、最後にはできなくなるということ。／ことばの徹底した物質性により実在の事件の克明な記録としての性格をも有する渡部の『捕虜虐殺』は、その全記録が戦場において『反戦活動』ができなかったというそれ自体は当然であるにすぎないことに対する個人の悔恨に発しているが故に、そこに収められた短歌群を戦場文学としても比類なき強度へともたらしめている。」(84～87頁)

5 「戦場」は、「個人の尊厳」を蹂躪する

蟻川は、「戦場の極限的緊張状況にあつて、・・・殺さないと決めた兵士が、同時に、殺してはならぬと僚友に説くことは、絶望的に不可能である。殺さないと決め、ひとつの倫理的義務を果たしえた兵士も、しかし、殺してはならぬと僚友に説くもうひとつの倫理的義務は果たせないその事態を、広中俊雄は、『個人の尊厳』が全うされない事態と解した」とし、「窮極の場所で『個人の尊厳』が守られないならば、『個人の尊厳』を謳うこと」「(すべて国民は、個人として尊重される)——憲法13条前段)は虚しい」と次のように述べている。

戦場の極限的緊張状況にあつて、そうであればこそ、ふいと眼前に現われた敵兵を認めて、殺さないと決める瞬間は、どんな練達の兵士にも訪れうるのではない。だが、殺さないと決めた兵士が、同時に、殺してはならぬと僚友に説くことは、絶望的に不可能である。殺さないと決め、ひとつの倫理的義務を果たしえた兵士も、しかし、殺してはならぬと僚友に説くもうひとつの倫理的義務は果たせないその事態を、広中俊雄は、「個人の尊厳」が全うされない事態と解した。

もとより、戦場においてまで「個人の尊厳」が貫徹されないとしても、それは世情の当然であると考える人が多いであろう。だが、渡部の場合に限らず、また、信仰の有無にもよらず、ひとりの兵士を「個人」にする雷鳴は、窮極の揚所においてこそ轟きうるものであり、窮極の場所で「個人の尊厳」が守られないならば、「個人の尊厳」を謳うこと(すべて国民は、個人として尊重される)——憲法13条前段)は虚しい。(90頁)

上記引用と蟻川の「もうひとつは、渡部ができなかった「反戦活動」も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれず(良心的兵役拒否者の「反戦活動」)、さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる(平時の一般市民による「反戦活動」)ということである。」との指摘が、本件「戦争法」における原告らの基礎をなし、「戦争法」により原告らの「個人の尊厳」(人格権:憲法13条)が侵害されているのである。この点を後で詳細に述べる。

6 「戦争法」は、「個人の尊厳」を全うしえない事態を直面させる

蟻川は、戦場の極限的緊張状況では、『個人の尊厳』を全うしえない事態に必ず直面させる」とし、ゆえに「9条を持つ日本国憲法の13条は、だが、戦場という窮極の場所にあっては『個人の尊厳』が守られなくても仕方がないとする考え方をとらない」とし、「9条は、『軍隊』ではない自衛隊の『軍人』ではない自衛隊員を、『個人の尊厳』が全うされない戦場という窮極の場所に立たせないことを人々に約束する規定であるはずだ」とし、「戦争法」を違憲とする根源性を次のように述べている。

自衛隊の活動範囲を「非戦闘地域」に限定することにより、人が殺し、また、殺される戦場たる「戦闘現場」から自衛隊を能う限り引き離そうとした今日までの日本の安保法制の基本枠組みを捨て去り、「戦闘現場」に限りなく接近した場所で自衛隊が活動することを可能とする今般の安保法案は、自衛隊の活動が憲法9条違反と評価される事態を現出する可能性を高めると同時に、「戦闘現場」に限りなく接近して活動するひとりひとりの自衛隊員の誰かを、戦場という窮極の場所の故に、いつか、人知れず「個人」とし、先述したふたつの倫理的義務の前に立たせ、しかも、「個人の尊厳」を全うしえない事態に必ず直面させるだろう。

9条を持つ日本国憲法の13条は、だが、戦場という窮極の場所にあっては「個人の尊厳」が守られなくても仕方がないとする考え方をとらない。なぜなら、9条は、「軍隊」ではない自衛隊の「軍人」ではない自衛隊員を、「個人の尊厳」が全うされない戦場という窮極の場所（「戦闘現場」および「そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない[とは認められない]地域」）に立たせないことを人々に約束する規定であるはずだからである。

人が殺し、また、殺される戦場に自衛隊が展開する可能性を高める今国会審議中の安保法案に対する違憲論は、このような意味での根源的な「違憲」論として構成することのできるものであると私は考えている。(90～91頁)

なお、蟻川は、「広中においては、殺される側の立場に身を置くときに『人間』という表象が用いられ、反対に、殺す側の立場に身を置くときに『個人』という表象が用いられている。そこから進んで、戦争という名のもとに理由なく殺されることが『人間の尊厳』の侵害であり、戦争に加担させられることにより、望んでいないにもかかわらず殺すことを強いられることが『個人の尊厳』の侵害であるとするのが、広中の言葉遣いの基本的な規約であると解釈することができそうである(広中「主題(個人の尊厳と人間の尊厳)に関するおぼえがき」、82～83頁)。(91～92頁)と述べている。

このように、「戦争事態」は「戦場」を生み出し、「殺される」側の「人間の尊厳」を侵害し、一方で殺す側の「個人の尊厳」を侵害する。つまり、殺し、殺される互いの「尊厳」を侵害するものとして存在するということである。これが、本件「戦争法」が、「人格権」を侵害するという現実である。

7 個人の尊厳＝経験的事実による論証

遠藤比呂通(憲法学元東北大学法学部助教授、弁護士)は、『学問／政治／憲法』(石川賢治:東京大学教授編者 岩波書店)の「個人の尊厳と人間の尊厳」のなかで、前記広中の問題提起とそれを受けた樋口陽一(東京大学名誉教授)の「個人の尊厳と人間の尊厳」における憲法9条の「戦争の放棄」との関係引用しながら次のように述べている。

四 個人の尊厳＝経験的事実による論証

樋口陽一氏は、2004年2月14日、民法学者の広中俊雄氏が主宰する「民法理論研究会」で「個人の尊厳と人間の尊厳」を主題とする報告を行った。その際、広中氏が、主宰者として、樋口氏が主題に関する報告を行うにいたった経緯について述べた後、「個人の尊厳と人間の尊厳」について次のように述べていることに、注目したい。

人殺しの前線に出る必要がないように、人殺しをしないでよいように配慮する仕組み……によって、なるほど兵役拒否者の個人としての尊厳、「個人の尊厳」というものは守られるにしても、自分の回りの大たち、自分と同じ個人としての尊厳が傷つかないことに満足するというのもおかしな話で、ほんとうに「個人の尊厳」を確保しようとするなら兵役拒否と同時に反戦活動をするほかはないのではないかとぼくは思うのです。しかしその両方を正面から国家が許すことは……事実上困難でしょう。「個人の尊厳」と、そして「人間の尊厳」を、より高い次元で確保する戦争放棄という道しかないだろうと考えることになりそうです。

本稿の主題である包摂命題(「人」権と人間の尊厳という形式と実質の両方を「個人」のなかに抱え込む)の検討において、広中氏の上記発言は極めて重要である。それは、この研究会の3年後の2007年11月号の法学セミナーにおいて、樋口氏が、広中発言に呼応して、次のように主張しているからである。

人間の尊厳＝生命の不可侵は、諸個人の生命を保護する義務を国家に課すが、その義務は軍備を保持し戦争によって個人の生命を犠牲にすること(「一殺多生」)を国家に求めるのではないか？

……近代立憲主義は、個人の自己決定と国家の自己決定の間で安易な類推を試みることを許さないはずであった。個人の生命を保護すべき国家の義務を根拠として軍備の保持とその行使を正統化するためには、論理ではなく、経験的事実に照らした論証が求められるはずである。個人の生命を侵害することによって

諸個人の生命を保護するという説明は、結果によって論証される必要がある。死刑はそのような結果を保証しなかった。戦争がそのような結果を保証しないことは、ほかならぬ日本近代の経験によって、あまりに悲劇的に——誤解を怖れずにいえば戯画的ですらあるような仕方——実証されたのではなかったのか。それこそが、憲法9条1項と2項が、立憲主義のあるべき展開にとって持つ意義なのである。

ここで樋口氏は、自己決定という枠組みの「フィクションとしての個人」の論理の力(形式)と、人間の尊厳という実質にとっての、経験的事実による論証(実質)の双方が、立憲主義の展開にとって重要であると主張しているように、読める。

ここで私が注目したいのは、樋口氏が民法理論研究会で、「人間の尊厳」の実質を強調することに対する懐疑を述べる文脈で、自己にかかわるつぎのような「経験的事実」を述べていたことである。

今、戦争という場での、特に良心的兵役拒否だけではだめだという論点を(広中先生か=引用者)お出しくださいましたが、いわば先生と逆向きからみるのです。今のわれわれが選んでいる総理大臣は、特攻隊の遺品をみて感動の涙を流す。あるいは特攻隊でなくても、戦争では是非もなく非道なめにあい、また非道なめに相手をあわせる立場にあった人々がああいうふう死んでいったことを、それがいちばん人間らしく、いちばん尊い「ヒューマン」な生き方なのだというふう、少なくともある時期の日本社会ではひろく思い込まされていたのです。国民学校5年生で敗戦を迎えた私も含めて、特攻隊で死ぬことこそ人間の尊厳を生かすことなのだ、彼らはいわば尊厳死なのだというふう思われていたのです。ですから、「人間の尊厳」という言葉が出て来ると要注意だというのが、私の反応だったのです。

2004年2月14日に行われた、民法理論研究会での広中氏と樋口氏の対話において、個人の尊厳を良心的兵役拒否ととらえ、それでは、人殺しとしての戦争を放棄することはできないと広中氏が主張していたのに対し、樋口氏は、個人の中には個人の尊厳と人間の尊厳という、形式と実質の双方を包摂するという主張を語りながらも、「経験的事実」に基づいて、人間の尊厳を強調することに警戒の念を表明していたのである。

しかるに、法学セミナー論文が発表された2007年11月の段階では、人間の尊厳の実質である「経験的事実」は、警戒の念の表明のためではなく、個人の尊厳の論理によって、戦争放棄を論証するための決め手として引き合いに出されている。

樋口氏におけるこの変化は、広中氏が憲法9条の戦争放棄について、人間の尊厳を論拠の中心に据えて改正反対論を展開すべきだと主張したことに賛意を示したからだというのが、私の解釈である。広中氏はいう。

戦争は互いに敵国の人間を——今日では通常の事態であるが戦闘員・非戦闘員の区別なく多数の人間を——殺すことを当然のこととする国家権力の作用であり、それが人間の尊厳に対する明白な侵害を内容としていることは否定する余地がない。……良心的兵役拒否者の反戦活動を許容することは……国家にとって困難とみられる……このように見てくると、日本の憲法9条のように「戦争の放棄」をすることが選択すべき道として明快であり最もすぐれていると考えられる。

五 個人の尊厳＝生活保護の現場で

個人の尊厳と人間の尊厳、形式と実質の双方を包摂する命題が立憲主義にとって持つ意義が、憲法9条の戦争放棄であるとする広中氏と樋口氏のこの考え方は、戦前に中国への植民地侵略に反対して、「国家の理想」を論じ、国家の理想たる正義の内容として、国際における侵略の禁止と、国内における最も小さきものへの虐待の防止を説いた、矢内原忠雄氏の思想と同一のものであると言ってよいだろう。(206～209頁)

中略

「国防軍」や、解釈改憲による「集団的自衛権」の容認が実現するためには、「個人の尊厳」と「人間の尊厳」の双方が邪魔になるというのが、樋口氏の指摘の意義であった。そうだとすれば、「人間の尊厳」を、より高い次元で確保する戦争放棄(広中氏)を擁護することや、「人」権と人間の尊厳という形式と実質の両方を「個人」のなかに抱え込むことが重要である樋口氏の指摘が時局的重要性を帯びることは疑いない。

問題は、それらをどこで、誰に向かって、主張していくかである。(214頁)

8 「戦争法」は、憲法前文・9条・13条に反し、「個人の尊厳」を侵害する

先掲の遠藤は、樋口の憲法9条の「戦争放棄」と「個人の尊厳と人間の尊厳」との関係引用し、「人間の尊厳＝生命の不可侵は、諸個人の生命を保護する義務を国家に課すが、その義務は軍備を保持し戦争によって個人の生命を犠牲にすること(「一殺多生」)を国家に求めるのではないか? ……近代立憲主義は、個人の自己決定と国家の自己決定の間で安易な類推を試みることを許さないはずであった。個人の生命を保護すべき国家の義務を根拠として軍備の保持とその行使を正統化するためには、論理ではなく、経験的事実に照らした論証が求められるはずである。個人の生命を侵害することによって諸個人の生命を保護するという説明は、結果によって論証される必

要がある。・・・戦争がそのような結果を保証しないことは、ほかならぬ日本近代の経験によって、あまりに悲劇的に・・・実証されたのではなかったのか。それこそが、憲法9条1項と2項が、立憲主義のあるべき展開にとって持つ意義なのである。」と述べている。

つまり、憲法9条を持つ日本国憲法の13条は、戦場という窮極の場所にあっては「個人の尊厳」が守られなくても仕方がないとする考え方をとらず、憲法9条は、「軍隊」ではない自衛隊の「軍人」ではない自衛隊員を、「個人の尊厳」が全うされない戦場という窮極の場所に立たせないことを人々に約束する規定であり、それは、国家の国民に対する義務であり、国民の具体的権利である。

ところが、「戦争法」は、自衛隊部隊の活動を人が殺し、殺される戦場(戦闘現場)に道を開いた。この戦場の極限的緊張状況では、「個人の尊厳」を全うしえない事態に必ず直面させる。したがって、本件「戦争法」は、自衛隊員の「個人の尊厳」(人格権)を侵害する。このような事態を招かないために、日本国憲法前文で、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」するための具体的憲法上の規定として憲法9などの規定を定めたのである。

したがって、本件「戦争法」は、主権者の「人格権」を侵害するものとして存在するのである。

9 小結(「戦争法」は、「平穩に暮らす権利」と「個人の尊厳」を破壊する)

憲法9条を持つ日本国憲法の13条は、戦場という窮極の場所にあっては「個人の尊厳」が守られなくても仕方がないとする考え方をとらず、憲法9条は、「軍隊」ではない自衛隊の「軍人」ではない自衛隊員を、「個人の尊厳」が全うされない戦場という窮極の場所に立たせないことを人々に約束する規定であり、それは、国家の国民に対する義務であり、主権者の具体的権利である。

ゆえに、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、世界の安全と生存を保持しようと決意し、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思い、私たちは、全世界の人々が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認したのである。そして、これは、日本国民及び日本政府による世界の人々への宣言として発したものである。

ところが、本件「戦争法」は、国際社会の軍事的緊張を高め、「平和のうちに生存する権利」を侵害し、自衛隊部隊の活動を、人が殺し、殺される戦場(戦闘現場)に道を開き、それは、前述の人としての「個人の尊厳」を根こそぎ侵害する。

第3 「戦争法」がもたらす軍事的緊張とそれによる被害の拡散の道筋の概要

原告準備書面(47)の「2 自衛隊隊員は日本国の代表と見られ、活動は日本国家の意志行為と認識される」及び「3 本件「戦争法」が、世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋の概要」(5-8頁)で述べた。このことを再度確認する。

本件「戦争法」により、自衛隊の派遣地の現地住民ら(子ども・女性・老人・男性など)に自衛隊隊員らの活動がどのように見え、認識され、評価されるのかということをも確認する。

現地住民らは、自衛隊隊員らを、

- ① 日本国家を代表する人たちと認識し、その政府の命令を受け、その職務命令を遂行する軍人(特別国家公務員)と見なし、
- ② 自衛隊隊員らの出で立ち、一般住民とは大きく異なり、銃などの武器を携帯し、その武器を必要に応じて使用し、戦闘事態に即応できる軍事訓練を習得している人たち(軍人)であると見なされているという特殊性を帯びた性質を持つ。

つまり、本件「戦争法」による自衛隊活動は、日本国の意志を表明する行為と見なされ、認識され、存在し、それは日本国「国民」に対する評価や認識とイコールとして見なされ、それは、自衛隊員ら活動を直接見聞きする現地の人々にとどまらず、派遣されている国の人々、さらには隣国の人々・世界の人々も同様であり、自衛隊隊員らの活動に対する評価や認識が、日本人(国民)に対する評価や認識となり、日本人(国民)に対する行為となって現れ、示されることになる。それが、次の㉞ないし㉟の流れとなるという自衛隊活動の特殊性である。

つまり、本件「戦争法」に基づく自衛隊派遣活動が、どのように派遣現地や世界の人々に見られ、評価・認識され、それがどのように日本国民に対する認識とそれに基づく行為として現れ、影響したのか、それは、長年アフガニスタンなどで医療活動を行ってきた中村哲医師が、日本国民であるとの理由で、2019年12月4日、アフガニスタンの東部ナンガルハル州の州都ジャララバードにおいて、車で移動中に何者かに銃撃を受け、死亡したという事件が端的に示している。それは、次のとおりである。

㉞ 『戦争法』による自衛隊活動は、攻撃当事国の表明行為

本件「戦争法」により、日本が直接攻撃もされていないにもかかわらず自衛隊の出動が可能となった。この自衛隊活動は、専守防衛、つまり、自衛目的ではな

く、米軍などと一体となる攻撃活動が可能である。つまり、本件「戦争法」は、これまでの自衛隊活動を変貌させ、平和的手段による紛争の解決を目指すものではなく、軍事的(暴力的)手段による解決の採用であり、米国による他国攻撃に自衛隊が参加するという共同軍事行為を可能とし、「米国による他国攻撃に自衛隊が参加する」法律であり、自衛隊が攻撃的・侵略的な軍事組織になったということである。

このように変貌した自衛隊活動は、自衛隊が出動した現地の住民(子ども・女性・老人・男性など)らから、前述の理由から「自衛隊隊員は、日本国の代表と見られ、活動は、日本国の意志行為と認識され」、その認識に基づき、その矛先は日本国国民に向く。以下これによる「㉞『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」という。

㉞ 攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養

本件「戦争法」による自衛隊活動(=攻撃隊活動)は、自衛隊が出動した現地住民(子ども・女性・老人・男性など)の日常生活上の軍事的な緊張を高め、「人格権」と「平和的生存権」(基本的人権の基礎)を脅かし、場合によっては現地住民への加害行為(攻撃)を引き起こし、被害を受けた現地住民にとどまらず、同様の認識を有する人々の怒り・悲しみを生み出し、日本国家・日本人への敵愾心を高める。以下これを本件「戦争法」による「㉞攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」という。

㉟ 攻撃当事国日本人への反撃

本件「戦争法」を起因する自衛隊(=攻撃隊)活動により引き起こされた日本国国民への敵愾心は、世界各地に広がっている「テロ」が示すように、反撃や復讐の暴力となって当事国日本国国民に向かい、世界各地で暮らしている、あるいは旅行する日本国民に対する反撃・報復・復讐を引き起こす。以下これを本件「戦争法」による「㉟攻撃当事国日本人への反撃」という。(なお、これらの「反撃・報復・復讐」行為などを“テロ”と呼ばれることが多いが、その起因である先行の加害行為を棚に挙げている問題ある表現であるので「テロ」という。)

㊱ 日本国の日常生活の危険の増大

本件「戦争法」を起因とする日本国民への反撃は、世界各地で暮らしている、あるいは旅行する日本国民に対する本件「戦争法」による「㉟攻撃当事国日本国民への反撃」にとどまらず、日本列島をも紛争地域に変え、日常の暮らしの基本的人権の基礎をなす(立憲平和主義下の平穏な生活権)を脅かす。以下これを本件「戦争法」による「㊱日本国の日常生活の危険の増大」という。

以上のように、本件「戦争法」により、「㉞『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」のように、自衛隊が、かつてアジア諸国を侵略した大日本帝国の軍隊のように、攻撃的・侵略的な軍事組織になり、米軍などと一体となる攻撃活動により、国際社会の軍事的緊

張を高め、紛争などを拡大し、日本国国民である私たちは、攻撃的・侵略的当事国国民となり、「㊶攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」のように、その被害を被った住民らの中に、攻撃当事国日本国民に対する敵愾心涵養が広がり、「㊷攻撃当事国日本人への反撃」のように、世界各地で暮らし、活動する日本国民への「反撃・報復・復讐」を生み出し、「㊸日本国の日常生活の危険の増大」のように、日本国をも紛争地域に変え、日常の暮らしの基本的な人権の基礎をなす〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を脅かす。

これが、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動によって引き起こされる「世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋の概要」である。つまり、被告らが強行成立させた本件「戦争法」が、すべての主権者の〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を侵害する道筋である。したがって、被告らの本件行為の直接的影響ないし間接的影響の有無や強弱の程度にかかわらず、すべての主権者の〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を侵害する。

第4 原告らの個別的具体的被害の性質・内容

原告らが訴えている侵害される〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉からなる「人格権」とは、決して、被告第7準備書面の被告国主張㊹で主張しているような、国会の単純な多数による決定を根拠理由とし、本件「戦争法」の立法内容が、原告らの信仰や思想・良心・信条・信念等に反するということや、原告らの主義主張が国会で通らずに「戦争法」が成立したことに対する憤怒の情、不快感、焦燥感という性質のものではない(詳細は、原告準備書面(33)と同(51))。

原告らが訴えている侵害される「人格権」とは、前述した「㊶『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」→「㊶攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」→「㊷攻撃当事国日本人への反撃」→「㊸日本国の日常生活の危険の増大」による日本国の日常生活の危機の増大により、日常の暮らしの基本的な人権の基礎をなす〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を脅かすことである。

つまり、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが、日本国憲法の基本理念であり、個別的な基本的な人権の保障の基底をなす種々の個人的な基本的な人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的な人権である主権者(原告らを含む)の次の㊶～㊸の具体的な権利・利益である「人格権(個人の尊厳)」の侵害である。

㊶ 「戦争法」による攻撃当事国日本人となる人格権侵害による精神的苦痛

被告らの行為が起因となる「㊶『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」となることは、憲法前文と9条からなる憲法の基本原則の一つである〈立憲平和主義下の平

穏な生活権)を侵害し、憲法13条を根拠とする「個人の尊厳」が侵害され、精神的苦痛を被る。これを以下「㊦『戦争法』による攻撃当事国日本人となる人格権侵害による精神的苦痛」という。

㊧ 攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養させる精神的苦痛

被告らの行為が起因となり、「㊦攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」は、憲法前文と9条からなる憲法の基本原則の一つである「平和主義(平和的手段による平和の実現)」に相反し、これが保障する〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を侵害し、憲法13条を根拠とする「個人の尊厳」が侵害され、精神的苦痛を被る。これを以下「㊧『戦争法』による攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養させる精神的苦痛」という。

㊨ 日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛

被告らの行為が起因となる「㊨攻撃当事国日本人への反撃」と「㊨日本国の日常生活の危険の増大」は、私たちの生命・身体等に対する危険の増大であり、それは、憲法前文と9条からなる憲法の基本原則の一つである「平和主義(平和的手段による平和の実現)」の破壊状態である。それは、憲法が保障する〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害であり、「個人の尊厳」を侵害し、かつ、危険の増大による恐怖・不安等という精神的苦痛を被る。これを以下「㊨本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」という。

なお、この「㊨本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」は、本件「戦争法」による「平和的生存権」の侵害に対する精神的苦痛ともなる。つまり、本件「戦争法」が起因となる「人格権(個人の尊厳)」と「平和的生存権」の侵害は、ここで結び付く。それは、「人格権(個人の尊重)」の侵害の極みは、「戦争＝戦場＝戦闘」という極めて極限的状況(場・環境)で、人を殺すか、殺されるのかを強いられ、精神と肉体が傷つけられ、人格権(=人権)が侵害され、そのような人権の基礎をなすのが「平和的生存権」であるからである。このような理由と現実から、本件「戦争法」における「人格権」と「平和的生存権」の侵害による精神的苦痛は、重複するが、違憲となる法源が異なる。

つまり、被告らの行為が起因となる「㊦『戦争法』による攻撃当事国日本人となる人格権侵害による精神的苦痛」と「㊧『戦争法』による攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養させる精神的苦痛」とは、自衛隊が出動し、現地住民への加害者となることを被告らから強いられるという、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為による主権者(原告らも含まれる)の「人格権(個人の尊厳)」の侵害であり、それによって被る精神的苦痛である。以下これを「㊦㊧本件『戦争法』による加害者を強えられる精神的苦痛」という。

「㊨本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」と

は、自衛隊が出動し、現地の住民への被害者などの結果としての反撃を受けることを被告らから強いられるという、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為による「個人の尊厳」への侵害であり、そのことで被る精神的苦痛である。以下これを「㊦本件『戦争法』による被害を強いられる精神的苦痛」という。

「㊧攻撃当事国日本人への反撃」と「㊨日本国の日常生活の危険の増大」については、これまで述べてきた。後述するようにそれは、客観的事実であり、すべての主権者であり、合わせて、原告ら各人がそれぞれの体験や社会的立場等に応じて現に受けている具体的・個別的な現実の被害であり、このことへの恐怖や不安は、抽象的・一般的なものではない。

原告らが訴えるすべての主権者及び原告ら各人がこれらの権利・利益の侵害は、憲法が保障する人格権ないし平穏生活権の範疇に属するものであり、生命・身体の安全性に関わる物理的平穏と、日常生活の中での自己の思想・信条に基づく生活を営むという精神的平穏の両方を含むものであるが、後記のような不法行為法における人格的利益の保護の拡大の趨勢からしても、また最高裁の諸判例に照らしても、「法的保護に値しない」などと簡単に切り捨てることはできないものである。

第5 原告らの被害の客観的裏付け―「戦争法」による戦争の危険の「人格権」侵害

1 「㊧」と「㊨」が、客観的事実であること

「㊧攻撃当事国日本人への反撃」と「㊨日本国の日常生活の危険の増大」が、客観的事実であることから述べる。

原告準備書面(24)で引用した飯島意見書を援用し、「一般市民がテロに遭う危険性」をすべての主権者(原告らを含む)の㊧㊨の主張及び立証とする。

(4)一般市民がテロに遭う危険性

私は『週刊女性』2014年9月2日号で、日本が海外でアメリカなどと共同で武力行使をすることにより、「[日本への]敵愾心が高まり日本もテロの標的になるかもしれない」と指摘した。元パイロットの山口宏弥氏も「安倍政権が集団的自衛権の行使容認で、他国の防衛のために自衛隊が米軍とともに戦争をする事態になれば、自衛隊員だけではなく、殺し殺される関係は間違いなく戦場以外に広がる。そうなれば、“日の丸”をつけて海外を飛ぶ日航機や全日空がテロの標的にされる危険性は極度に高まる。「集団的自衛権の行使は、国民の生命と財産を守るため」などというのは国民を欺く言葉だ。世界最大の航空会社であったパンナムがアメリカの侵略戦争の犠牲となった歴史を見れば明らかである」と主張する(山口宏弥『安全な翼を求めて』(新日本出版社、2016年)177頁)。アメリカ最大の航空会社であったパンアメリカン航空(パンナム)は「世界最大の航空会社であったアメリカの象

徴であったために格好の〔テロの〕標的とされた」。そして1982年8月、86年9月、88年12月と、「短期間での連続するテロ事件で、パンナムはテロの標的になっているというイメージが作られてしまった。その結果、パンナムの利用者数は激減、加えて遺族への保証金の支払いなど、航空会社として致命的な打撃を受けてしまった」(山口宏弥前掲書175-176頁)。

2015年9月、安保法制成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清末愛砂室蘭工業大学准教授(憲法学・家族法)は、RAWA(アフガニスタン女性革命協会)のメンバーから「日本で安全保障関連法案(戦争法案)が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えているからだ」と言われたという(飯島滋明、清末愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)112-113頁)。

実際にもアメリカと一緒にイラク戦争に参加したスペインでは2004年3月11日、マドリッドで列車が爆破されるテロ事件があり、191人の死者、2000人を越える負傷者が出た。イギリスでも2005年7月7日、ロンドンで地下鉄などが爆破されるテロ事件がおき、56人の死者が出ている。フランスでも2015年11月13日、パリで同時多発テロ事件がおき、130人を越える死者が出ている。

イラク戦争でアメリカを支持した日本に対しても、ウサマ・ビン・ラディンは2003年10月、「日本へ報復する」との声明を出した。2003年11月、日本人外交官2人がイラクで武装勢力に殺害された。2013年1月にアルジェリアで起きたテロ事件での死者40人のうちには10名の日本人も含まれていた。

海外での武力行使に日本の自衛隊が関与することで、すでに日本人もテロの攻撃対象となる危険性が高まっている。「安保法制」に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるであろう。

「戦争法」の適用としての米軍の補給艦に対する自衛艦による武器等防護の発動は、朝鮮民主共和国(以下「北朝鮮」という。)の自国の防衛のためにミサイル発射や核実験の誘発を高め、朝鮮半島の軍事的緊張関係を極度に高めた。これは、日本が明確にアメリカに加担し、北朝鮮に対する軍事的敵対当事者となり、日米軍が仮に北朝鮮を攻撃すれば、「⑦『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」→「①攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」→「⑨攻撃当事国日本人への反撃」→「⑤日本国の日常生活の危険の増大」との道をたどることになる。

東京裁判の原告準備書面(7)の「第3 『人格権は国賠法上保護される権利ないし法的利益とは言えない』という被告の主張は、『人格権』に関する不当な理解に基づくこと」(33~37頁)を援用し、本件被告国の「漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではない」との主張は(42頁)、客観的事実に誤認があり、原告らが主張してきたように、すべての主権者(原告らを含む)の具体的な危険に対する不安などであるという客観

的事実であることを明らかにする。

2017年4月29日早朝、北朝鮮のミサイル発射情報があり、日本国内の一部の交通機関が安全確認のために一時運行を見合わせた。東京メトロ内では「北朝鮮が弾道ミサイルを発射しました」との構内アナウンスが流れ、運転を見合わせた。こうした状況のため、「いつどこに何か落ちてくるか・・・と恐怖感を口にした市民がいる」と報じられている(東京新聞 2017年4月30日付)。「弾道ミサイル が発射され」との車内アナウンスが流れる状況。こうしたアナウンスののち、停車した列車の中に留め置かれた市民。この市民たちの気持ちを前提としても、「結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者となれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかという漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではなく、かかる内容をもって具体的権利性が認められると解する余地はない」等と切り捨てるのであれば、現実の脅威を不当に軽視するものと言わざるを得ない。基地周辺への攻撃の脅威という事態は4月29日だけではない。2001年9月に発生した、アメリカでの同時多発テロ事件以降、沖縄への観光客が激減した。在日米軍基地が過剰なほどに存在する沖縄でもテロの危険性があることを多くの日本の市民も感じたから生じた現象に他ならない。2017年4月12日、沖縄の嘉手納基地では北朝鮮の攻撃を受けたとの想定での軍事訓練を実施し(琉球新報2017年4月16日付)、朝鮮半島における軍事的緊張を米軍は生み出している。

このように、日本が戦争に加担したと見なされれば、基地周辺や大都市などへの攻撃の危険性が生じることは軍事的な常識であり、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと発言すること自体、軍事の現実から目を閉ざす主張と言わざるを得ない。

現に、「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起こる場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ』と警告した。1日には海自の護衛艦が安全保障関連法に基づいて初めて、『来艦防護』の任務に就いており、日本の連携強化をけん制する狙いがあるとみられる。同紙は、日本が『米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている』とし、『日本が真っ先に(核の)放射能の雲で覆われる』と強調した」と報道された(読売新聞 2017年5月3日付)。

ここで指摘された「米艦防護」とは、2017年5月1日に、米軍の要請に応じて、自衛隊法95条の2に基づいて、海上自衛隊のヘリコプター搭載型の護衛艦「いずも」を米軍の補給艦防護のためのいわゆる「米艦防護」任務を命じたものである。同条は、2015年9月に強行的に採決された「戦争法」に含まれるものであるが、2016年11月のいわゆる改正PKO法に基づく自衛隊の「駆け付け警護」任務を含む「南スーダン」派遣に続く二例目の新安保法の法制の執行である。

新安保法制が成立したことで、基地周辺の住民や大都市の住民、原発周辺の

住民が攻撃の恐怖にさらされるというのは漠然たる不安などという簡単な言葉で片づけられて良いものではないのである。

新安保法の法制の成立により、生命や健康の危険を脅かされる危険性が増すのは基地周辺の住民や大都市の住民だけではない。実際に戦場に行かされる自衛官にとっては、まさに戦争の恐怖、「殺し殺される」という恐怖にさらされる状況に置かれる。たとえば元航空自衛官の水上学氏は、「安保法制の最大の被害を被るのは現場の自衛官です。殺し殺されることになる。そういう姿を家族にも見せたくない。無論、遺体となって帰りたい」と述べている(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)20頁)。元陸上自衛官の朱延隆成氏も、「安倍首相、隊員の命はあなた方のオモチャではありません。犠牲になる自衛隊員の流す血、そして家族の涙に対し、あなた方はどう責任をとれるのですか？」(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)30頁)と述べている。

2016年11月、安倍内閣は「駆け付け警護」、「宿営地の共同防護」などの新任務を付与して南スーダンに自衛隊を派兵することを命じたが、派遣命令を受けた陸上自衛隊第9師団がある青森では、激励された若い自衛官が「手足を失うことがないように、半年後、必ず無事に帰ってきます」と発言したという。「戦闘で狙われるのは防弾ベストで守れない手足。被弾してすぐ止血し生命は助かっても、手足は瞬時に破壊される——。その不安が先の言葉になったのです」という(しんぶん赤旗日曜版編集部『元自衛官が本気で反対する理由 安保法反対20人の声』(新日本出版社、2017年)84頁)。

以上のように、安倍内閣が成立させた新安保法の法制を根拠に、日本の安全に関係のない戦争に自衛官が派遣され、生命を失う、あるいは手足を失うなどの危機感を抱かざるを得ない状況に置かれている。こうした危機感を、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない……主観的な感情」などと片付けることが被告国の対応として適切なのだろうか。

さらに新安保法の法制が成立したことで、海外にいる日本人も生命が危険にさらされる危険性が生じる。2015年9月、「戦争法」成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清朱愛砂室蘭工業大学准教授(憲法学・家族法)は、RAWA(アフガニスタン女性革命協会)のメンバーから「日本で安全保障関連法案(戦争法案)が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えてからだ」と言われたという(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)112-113頁)。

実際、アメリカと一緒にイラク戦争に参加したスペインでは2004年3月11日、マドリッドで列車が爆破されるテロ事件が起こり、191名の死者、2000名を超える負傷者が出た。イギリスでも2005年7月7日、ロンドンで地下鉄などが爆破されるテロ事件が起き、56名の死者が出た。フランスでも2015年11月13日、パリで同

時多発テロ事件が起き、130名を越える死者が出た。イラク戦争でアメリカを支持した日本も他人事ではなかった。2003年10月、ウサマ・ビン・ラディンは「日本へ報復する」との声明を出した。2003年11月、日本人外交官2人がイラクで武装勢力に殺害された。2013年1月にアルジェリアで起きたテロ事件での死者40名のうち、10名は日本人であった。

新安保法の法制に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるという危機感は、今まで実際に生じたテロ行為を前提とすれば、決して「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などではない。

さらに言えば、海外にいるNGO関係者も生命や安全が危険にさらされる。安倍首相は「2014年7月1日閣議決定」後の記者会見などでパネルを使い、「駆け付け警護」の必要性を例に挙げ、新安保法制定の必要性を力説した。ところが現場で国際協力に携わるNGO関係者は、「駆け付け警護」が実施されれば、かえって自分たちが危険になると批判した。アフガニスタンで30年以上も支援活動を行ってきた中村哲医師は『(現状では)海外で活動するボランティアが襲われても、自衛隊は彼らを救うことはできない』と言ったそうですが、全く逆です。命を守るところか、かえって危険です。私は逃げます」と述べている(西日本新聞2014年5月で16日付)。

国内の74のNGO、職員ら547人が賛同しているNGO非戦ネットは2015年9月19日に「安全保障関連法採決に対する抗議声明」を出した。この抗議声明で「NGOに対し、『駆け付け警護』と称して武器を使用し武装勢力と交戦する事態となれば、NGOの中立性までが疑われ、取り返しのつかない犠牲を生み出す」、「安保関連法案は平和国家としての日本のイメージを一変させ、紛争に対する中立国としての『日本ブランド』はもはや通用しなくなります。こうしたなか、NGOの活動環境は著しく危険なものに変わるの明らかであり、NGO職員や現地協力者が紛争当事者から攻撃され、『テロ』の標的となる危険性は格段に高まります」と指摘している。

以上のように、新安保法の法制の成立により、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる。こうした状況はまさに「人格権」の侵害と言わざるを得ない。

先に「今後、米国に付き従っていく現在の姿勢が続くなら、米国が世界で行っている間違った行動のツケが日本にも回ってくる」との紛争調停人のヨハン・ガルトウングの忠告を心に刻む必要がある。今なら、まだ、間に合う可能性があるということ。

以上のような客観的な事実により、「㉞『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」→「㉟攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」→「㊱攻撃当事国日本人への反撃」→「㊲日本国の日常生活の危険の増大」(有権者(原告らを含む)の抱いている危機感・脅威・不安等や安全・平穏な生活の侵害の増大)は、次のような客観的事実の変化によって客観的な妥

当根拠を与えられている。

2 「㊦㊧本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」の内容

「㊦㊧本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」と「㊥本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」の関係は、コインの裏表の関係にあり、切り離すことはできない。その概要として、「㊦㊧本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」とは、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為による「個人の尊厳」への侵害であり、そのことで被る精神的苦痛である。それは、加害者となるということを拒否する原告らの思想・信条・良心でもある。

「㊥本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」とは、身体的・肉体的な危険を被る恐怖・不安や具体的な平穏な日常の暮らしが侵害されるという日本国憲法の下ではあってはならない精神的苦痛である。そして、㊦→㊥による㊥を回避する道は、戦争や戦闘に至る前の平時における平和的手段(非暴力的手段)による解決という不断の努力の実践が不可欠である。ところが、原告らのこの平時における不断の努力を本件「戦争法」は、踏みつけ、侵害し、精神的苦痛を原告らに与えている。それは、次のとおりである。

本件「戦争法」は、〈立憲平和主義〉を基本原理とする日本国憲法に反し、〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を侵害する。これは、日本が忌まわしいあの侵略戦争の反省に基づき、再び国際社会に復帰するために世界に示した憲法前文の「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」し、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」志を持ち、そして、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」したことをことごとく侵害する。

つまり、本件「戦争法」は、日本に対して外部からの武力攻撃がなされた場合に限り、その武力攻撃を日本の領域から排除する程度でのみ、自衛隊の武力行使が可能であった(なお、原告らは、この範囲であっても憲法に反すると認識している。)との従来の専守防衛を踏み越えて、自衛隊を攻撃的・侵略的に変貌された。

その結果として、「㊦『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」→「㊦攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」→「㊦攻撃当事国日本人への反撃」→「㊥日本国の日常生活の危険の増大」を招くのである。

(1) 「戦争・戦場・戦闘」は、「人格権(個人の尊厳)」を侵害する

原告準備書面(24)の「第2 日本国憲法の平和主義の意義」のなかで、飯島意見書を援用し、「アジア・太平洋戦争の際に日本が近隣諸国の民衆にもたらした犠牲」、「日本国民にも『加害者』であった日本軍」、「『日本兵』すらも犠牲にした日本軍」、「日本国民にも約310万人もの犠牲者」、「権力者一軍上層部の無責任さ」が示すように、日本(人)はアジア諸国(人々)との関係においては加害国(者)であった。その一方で、日本政府・日本軍との関係では被害者であった。つまり、加害当事国の中では、加害者でありながら被害者となる関係があった(詳細は、原告準備書面(24)7-14頁)。このことは、本件「戦争法」においても、同様である。

前述したように、本件「戦争法」が、憲法に反する根源的理由は、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない被告らの立法行為による原告らの「人格権(個人の尊厳)」の侵害であり、それによって被る精神的苦痛である。

本件「戦争法」は、前述したように、自衛隊が、戦闘が起こる可能性のある地域での活動を許容する。その「戦闘現場」とは、日本国憲法の下ではあってはならない、文字通り、人が人を殺し、また、人によって殺される戦場である。人を殺し、また、殺されるという極限状況にある「戦場」では、その「決定的瞬間」にどうするのかを一人一人が、決断を迫られる。文字通り、他者を殺すのか、殺されるのかという人としての最も「尊厳」の核となることの葛藤を抱える「場」となる。したがって、本件「戦争法」の存在の本質は、「個人の尊厳」が侵害される場に置かれることを意味する。そして、後述のPTSD(心的外傷後ストレス障害)とTBI(外傷性脳損傷)に苦しむことになる。

原告準備書面(11)で引用したあの忌まわしい侵略戦争に動員された学徒兵渡部良三は、配属された部隊で、新兵教育と称して、中国人捕虜5人を初年兵ら48人によって虐殺させる演習が行われた。生きていた捕虜を、ひとりひとり順に縄で木にくくりつけ、「刺突銃」と呼ばれる小銃などで新兵に刺殺させる「殺人演習」であった。渡部は、この虐殺を拒んだ。すると渡部は、昼夜とない私刑を受けた。その場にいた他の学徒兵も、中国人捕虜を虐殺したことと渡部がそれを拒否したことによる昼夜とない私刑を目の当たりし、その良心をずたずたにされたに違いない。それでも、殆ど新兵は、命令を拒むことはできない。つまり、中国人捕虜5人の「個人の尊厳」が侵害され、兵士たちの「個人の尊厳」も侵害されたのである。渡部は自己の良心を貫徹させたが、それは奇跡に近い。しかし、その渡部が、「なぜ自分は、あのか、自らが命令を拒否するだけでなく、木にくくりつけられた捕虜の前に進み出て、殺してはならぬ、と教官や僚友に説くことができなかつたのか」とそのことを生涯悔い続けることとなる。つまり、渡部も「個人の尊厳」が侵害されていたのである。つまり、殺した者も、殺された者も、殺すことを拒否した者も、「個人の尊厳」が著しく侵害されたのである。これが、「戦争・戦場・戦闘」現場が内包する実態であり、本質である。

もう少し詳しく述べれば、「戦争・戦場・戦闘」現場の現実、このような敵味方を互い視覚で認識しあえる対象図ではない。互いに身の安全を図り、茂みや建物の

陰に潜み、そこから攻撃し、相手の顔も身体も見えない中で、殺し合うことにある。相手側の死者を見ることよりも、仲間の負傷者・死者を見ることの方がより一般的であろう。その負傷者・死者の一人一人には、妻や子ども、両親や祖父母、友人などがいて、個人としての暮らしと個々人の人格がある。ましてや相手方の人間の暮らしのことなどを考えることなどはない。

つまり、「政府の行為により」起こる「戦争・戦場・戦闘」現場は、このような個々人の人としての暮らしや尊厳をまったく背後に追いやる。そのような意識・思いを断ち切らせる。その余地を奪う。これが、「戦争・戦場・戦闘」現場の最も本質的な特質である。

前述したように蟻川恒正は、『尊厳と身分』(岩波書店)の『『個人の尊厳』と九条』において、虐殺命令拒否者である学徒兵の渡部が、苦しむその要因を「虐殺命令拒否者の『個人の尊厳』は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に『反戦活動』もしてはじめて全うされる。虐殺命令拒否だけでは『個人の尊厳』は全うされない」と述べている。

このように、渡部が当時それをできなかった「反戦活動」も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれない。さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる。つまり、平時の一般市民による「反戦活動」ということである。ここでの「反戦活動」の主たる目的は、渡部の特殊な場合ではない。前述した一般的な「戦争・戦場・戦闘」現場が持つ本質、殺し殺される事態の回避である。つまり、渡部の場合は、極めて稀であり、極限状況において殆どの兵士(自衛隊員)は、新兵教育と称して、中国人捕虜5人を初年兵ら48人によって虐殺させる演習を渡部が拒否したようには、拒否することはできず、職務命令に従わざるを得ないということである。また、次に述べるように、軍事教育や訓練を受けることにより、命令に従うようになる。しかし、次のようにアメリカ海兵隊員だったアレン・ネルソンは、命令に従い、あるいは自主的にベトナム人を殺し、そのことでPTSD(心的外傷後ストレス障害)を来たし、苦しむということである。

このようなことを回避する唯一の方法は、平時における〈反戦活動〉でしかなく、戦争の放棄である。このような経験則に基づき、憲法前文や憲法9条がある。そして、これに基づき、非暴力的手段による紛争の解決を目指すということに尽きる。このことを日本国憲法は、前述のように政府に命じ、憲法99条で〈立憲平和主義〉を基本原理とする日本国憲法の尊重擁護を求めているのである。ところが、被告らは、これに反する違憲立法行為を行ったのである。

(2) 『元海兵隊員の証言』が示す、兵士の心を壊す戦場の本質

アメリカ海兵隊員だったアレン・ネルソンは、『元海兵隊員の証言 戦場で心が壊れて』(新日本出版社 2006年)で、「私はかつて、アメリカ海兵隊員でした。40年近く

前、沖縄のキャンプ・ハンセンという基地からベトナムへ、戦争をしに行った人間です。18歳のときのことでした。」「あの国のジャングルで私は、多くの人々を殺し、村を焼き払い」、「そして約13カ月の後、戦闘の最前線から帰還した私は、以前の私とは違っていました。自分では気づいていなかったのですが、精神に異常をきたしていたのです。」「いまでいうPTSD(心的外傷後ストレス障がい)でした。それは戦場体験の精神的後遺症ともいべきもので、体験したものでないとわからない苦しみをもたらします。・・・完全にではありませんが、回復することができました。20年以上の時間がかかりましたが・・・。」(1-2頁)、「原因のわからない恐怖は、私が眠りに落ちても追ってきました。毎晩のように悪夢を見、恐怖に襲われたのです。」(33-34頁)と自らの体験を日本全国(愛媛にも来ている)で証言し、自らの体験をとおして、「戦争・戦場・戦闘」が、人の心を壊し、現地の多くの人々の命や暮らしや心を破壊することを証言した。

PTSDを克服するためにアレン・ネルソンは、次のような自己が犯した行為(多数のベトナム人を殺したこと)と向き合わなくてはならなかった。「私にはほかにも選択肢があったはずですが。武器を置くこともできたでしょう。あるいはそもそも、ベトナムに行かなくてもよかったです。上官に向かって、『私は人を殺したくない、戦争はしたくない』ということもできた。むろん、その結果、処罰され、職を失ったり、監獄に入れられたりしたでしょうが、人を殺さなくてもすんだはずですが。」「けれど、そうした選択肢を私は選ばず、殺すことを選んだのでした。兵士が戦場におもむくとき、そこには、ある『したいこと』があるはずですが。それは自分の暴力性の解放であり、つまり人を殺すことです。自分がそう考えていることを公然と認めるのは恐ろしいことなので、私たちはそれに気づかないふりをしているのですが、それこそ、戦争が兵士に提供するものなのです。」(72-73頁)と述べている。

なお、アレン・ネルソンが述べた軍事教育・訓練は、現在多少は、変化している可能性があるだろう。しかし、その本質には軍隊という特殊性から変化はあり得ない。アレン・ネルソンのように端的には述べていないが、エイブラム・カーディナー(注2)は、『戦争ストレスと神経症』(『戦争外傷神経症』第二版 みすず書房 2004年 外傷神経症のほとんど唯一の古典とされ、PTSD概念構築作業の基礎となる書籍)で抽象的な表現であるが、人殺しを強制される戦争に動員される兵士の特別な環境とその本質を「どのような仕事にも共通なルールがいくつかあるものだが、このルールは兵役だけには通用しない。これは選択というものが一切ない業務である。兵士の業務は強制されるものである。その大部分を兵士はしたくないと思いながらやる。それは自己保存本能のすべてに逆らう仕事だからであり、心からやりたいこととは正反対だからである」(11頁)と述べている。

アレン・ネルソンは、PTSDとの長く苦しい治療の道のりの中で、非暴力の考え方にたどりつき、「政府が自分たちの憲法に従わなければ、そういう閣僚は逮捕され、そういう政権は覆されるでしょう。ところが、日本の政治家たちはそれを許されている。」との驚きを述べている。

注2 エイブラム・カーディナーは、コーネル大学医学部卒業後、精神分析学・精神医学・文化人類学の研究に従事、ウィーンに渡りフロイトの教育分析を受け、その後フロイトはじめ、アブラハム、フェレンツイ、ハンス・ザックス、ローヘイムの講義などを受け、帰国後ニューヨーク市ブロンクス区の第81合衆国復員軍人病院外来のattending spicial-istとなり、戦争神経症患者を3年間診察。コロンビア大学、エモリー大学教授歴任。

(3) 「戦争法」は、〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を侵害し、人格権を侵害

本件「戦争法」は、憲法に反している。日本国憲法の下ではあってはならない、被告らの憲法上許されない立法行為が起因となり、原告らが語る述べてきた憲法上保障される権利が侵害されているのである。それは、憲法前文・9条を実現させるための原告らの不断の努力(憲法12条)を侵害し、同時に、憲法が保障する原告らの思想・良心・信条を侵害し、個人の尊厳(人格権)を侵害する。

つまり、原告らは、訴状に記載したように「先の侵略戦争の反省に基づき日本国憲法の前文の趣旨の実現を求める者ら」であり、この憲法原理を原告らの思想・良心・信条・信念として、アジア諸国の人々との友好を深めるための相互理解を深めるために、この障害となる歴史修正主義の歴史教科書問題や自衛隊の海外派兵に反対し、日本軍などの被害者の子孫である原告(ウ)との共同を生み出す不断の努力を行ってきた。

ところが、日本国憲法の下ではあってはならない、被告らの憲法上許されない立法行為によって、憲法の基本原則の「平和主義(平和的手段による紛争の解決)」が侵害され、原告らの「個人の尊厳」及び「平和のうちに生存する権利」が侵害され、「不断の努力」も侵害されている。

それにもかかわらず、被告国は、「原告らの上記主張自体、『人格権』が、『生命身体権』、『健康上の危険にさらされることなく平穏かつ安全に生活する権利』、『人間らしくその尊厳を保ちつつ平穏な生活を営む権利』、『日常生活を破壊されずに当たり前の生活を営む権利』、『平穏で安全な生活を妨害されることによる精神的苦痛を与えられない精神的権利』などと、一義的に内容等が定まらない抽象的かつ曖昧な権利ないし利益であることを自認するものとなっており、かかる主張自体、原告らが本件訴訟においていう『人格権』なるものが国賠法上の損害賠償が認められる対象となる権利ないし法的利益といえないことを端的に示すものとなっている。」(被告国主張②)と主張し、原告らの不断の努力を踏みにじり、逆なでしているのである。原告準備書面(27)で述べたように、被告国の主張は、本件における訴えの真実を発見するうえに不可欠である客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬がある。

要するに、被告らは、るる述べてきた憲法の基本原則の「平和主義(平和的手段によ

る紛争の解決)」を尊重・擁護する義務を負っているにもかかわらず、権力を濫用し、本件「戦争法」を成立・施行・発動し、国際社会への国際的条約の条文としての地位にあった憲法前文や憲法9条の内実を破壊した。これにより、原告らの〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉が侵害され、再び、日本人原告らを加害者の立場に立たせた。私たちは、加害者の立場に立ってしまったことへの「責任」を痛感し、精神的苦痛を被っている。つまり、本件「戦争法」に基づく自衛隊の活動により、原告らは、「㊦『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」→「㊧攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」→「㊨攻撃当事国日本人への反撃」→「㊩日本国の日常生活の危険の増大」を強要され、現地の人々の暮らしにおいて、軍事的緊張を高め、殺し殺されるという極限状態に身を置くことを強いられた、個人の尊厳を侵害し、罪悪感を伴う精神的苦痛を強いられている。

(4) 「戦争法」は、平時の「積極的平和」活動を侵害

本件「戦争法」の本質は、紛争の解決を平和的手段(非暴力的手段)ではなく軍事的力(暴力)による手段を選択し、日本が攻撃もされていないのに、自衛隊が米軍などと一体化して現地で軍事教育と訓練に基づく軍事的活動を展開し、日本人である自衛隊員が、現地の人を殺し、殺されることとなる加害者の位置となる戦闘を許容する。それは、前述した理由により、極限における「個人の尊厳」と「平和的生存権」を侵害する。そして、この極限状態を回避する唯一の方法は、平時における不断の努力により、これを許さない取り組みに尽きる。このことを憲法は要請している。

つまり、人々の長年の不断の努力(闘い)と英知により、権力を〈法〉で縛り、権力の行使を制限する立憲主義原理(法による予防概念)である。権力の行使の濫用の最も最たるものが、人々の意思を無視した「政府の行為による戦争」であることは、人類の経験則により明らかである。原告準備書面(28)のとおり、人類の戦争の歴史、そして、二度の世界大戦を経験し、「人権としての平和」が国際的にも認識され、国家主権を制限する人民主権が優越的地位を持つことが了解されるようになり、「国家が戦争に訴えることを、かりに国民代表議会の多数の意思に基づくものであれ、違法とし、平和の実現を要求することが正当とされるに至った(山内敏弘著「平和憲法の理論」の「第四章平和的生存権の弁証」(樋口陽一)252頁)」。そして、日本においては、日本の侵略戦争の反省から、また、日本国が国際社会に復帰するために、再び世界の脅威とならない保障として、憲法前文と憲法9条からなる「平和主義(武力のよらない平和的手段による紛争の解決による平和)」を憲法の基本理念としたのである。

過去の歴史から学ぶという経験科学・歴史科学に基づく予防的概念(準備書面(12)、準備書面(46)参照)にも、本件被告らの本件行為は、反し、原告らの権利を侵害する。被告らの侵害行為は、憲法原理に基づく原告らの不断の努力を踏みにじる侵害行為である。つまり、被告らの本件「戦争法」の立法行為・施行・発動は、憲法

の基本原則としての立憲平和主義に基づく本件原告らのこれまでの取り組みを反故にし、合わせて、原告らの「個人の尊重(憲法13条)」「平和的生存権(憲法前文・9条)」「不断の努力(憲法12条)」を侵害し、精神的苦痛を与える。これをそのまま放置すれば、現地における被害を含めてさらに拡大する。

これまでの人類の歴史において、自らの信教・思想・良心・信念に基づき、少なからずの人々が、「極限状況」を強いられた際に死を厭わず己の信教・思想・良心・信条を、つまり、「個人の尊厳」を選択してきた人々の歴史がある。日本国憲法は、このような歴史を踏まえて、このような事態に至らないための条文を定めたのである。そして、そのような事態に至らないように、国民の権利と国の義務を定め、合わせて、その実現のための行為として、不断の努力義務を国民に求めているのである。原告らは、これに基づく、それを実践してきたのである。なぜならば、「極限状況」を強いられる状況を回避するための唯一の方法は、平時における不断の努力であるからである。しかし、日本の現実には、もはや「平時」とは言えない状況を来している。その一つが、被告らによる本件違憲立法行為である。

さらには、前述した「㉞『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」→「㉟攻撃当事国日本人に対する敵愾心涵養」→「㊱攻撃当事国日本人への反撃」→「㊲日本国の日常生活の危険の増大」させ、そして、「㉟『戦争法』による攻撃当事国日本人となる人格権侵害による精神的苦痛」→「㊱『戦争法』による攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養させる精神的苦痛」→「㊲本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」を被っているのである。これらは、耐え難い苦痛である。

3 「戦争・戦場・戦闘」は、人々の心身に深い傷を及ぼし「人格権」を侵害する

精神分析学の創始者として知られるジークムント・フロイト(独: Sigmund Freud 精神医学者、精神分析学者、精神科医)らの研究によって、殺し、殺される戦争行為が、兵士に強い心理的負担を与え、外傷性神経症を生み出すことを世界大戦という未曾有の人的災害を生んだ第一次世界大戦(人類が始めて直面した近代科学兵器による戦争)によって明らかになった。

当時、帰還兵たちの神経症に対して用いられた治療法は、主に電気ショックを利用したものだった。だが、このような治療法の限界はすぐに露呈され、医学界では神経症が、脳という器官の器質性障害ではなく、心理的障害であることが理解されるようになったのである。

中村江里(立教大学ジェンダーフォーラム事務局)は、「人間が圧倒的な恐怖を前にして示す反応は、現在PTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめとするトラウマ反応として知られているが、このような捉え方がなされるようになったのは歴史の上ではごく最近のことである。世界史的には19世紀以降の精神医学の中で議論が始まり、第一次・第

二次世界大戦において軍隊の中で集団的に発生した『シェルショック shell shock』『戦争神経症 war neurosis』が注目され、ベトナム戦争帰還兵の精神的後遺症が社会問題化する中でPTSDという診断基準ができたという経緯がある(ハーマン1999;ヴァン・デア・コルク2001)。、「日本においてトラウマやPTSDへの社会的関心が高まったのは、1995年の阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件以降であると言われている。しかし、1931年の満州事変から足掛け15年にわたる総力戦においても軍隊における精神神経疾患は注目を集め、彼らのうち内地に還送された者に関しては、国府台陸軍病院で治療が行われていた(清水2006;中村2013)。国府台陸軍病院の軍医たちは、『戦争が原因でおこる』神経症という印象を一般に与えるおそれがあるという陸軍省当局の意向に遠慮して、『戦争神経症』ではなく『戦時神経症』と呼んだのである(浅井1993:57)…。」(『戦争と男の「ヒステリー」——十五年戦争と日本軍兵士の「男らしさ」』33頁。立教大学ジェンダーフォーラム年報第16号 2015. 3)と述べている。

中村は、「3. 戦時下のヒステリー言説」(40頁)で、『神経の戦争』になった総力戦は、前線の兵士だけでなく銃後の人々のヒステリーへの関心も呼び起こした。精神分析家で心理学者の大槻憲二は、『神経戦争』を広義の戦場としての銃後の心理的攪乱であると定義した。」と紹介している。つまり、戦争は、前線の兵士だけでなく、いわゆる銃後の人々にも大きな精神的苦痛を及ぼしていたことを学者は認識していたのである。そして、「おわりに」(45-46頁)で戦争という環境(圧倒的な恐怖)に放り込まれた人間が大きなストレスにより外傷性神経症を来し、心身ともに傷つくだけでなく、そのことを来すことが「めめ(女々)し」「失格者」とされ、『ヒステリー』や『臆病病』という病名が避けられ、二重三重の苦痛を受けていたことをジェンダーと階級という複合的な要因が関わる重要な問題であることを次のように述べている。

兵役免除の理由がヒステリーという「女の病」と通常考えられてきたものであった場合には、患者は病に倒れたことに加えてその病名をも気に病むこととなった。「男もヒステリーになる」ということは専門家の中では半ば常識となっていたが、「生来的に感情の強い」女性に多い病であるとされ、「自己中心的」で「我儘」な患者像が流布されていたからである。このようなヒステリーという病名への忌避感情のために、国府台陸軍病院では「臆病病」という病名が代わりに使われることとなった。

とりわけ士官クラスの患者に対して「ヒステリー」や「臆病病」という病名が避けられたことは、ジェンダーと階級という複合的な要因が関わる重要な問題である。…国府台陸軍病院に勤務していた井村恒郎は、「それにしても、戦争神経症にかかった兵隊の姿というものは、いかにも愚かしく、女々しく、一種異様な不快な印象を、ひとにあたえた。戦争神経症におちいつた兵隊の言動は、軍人として失格した者、という以上に、一人前の人間でなくなつた者の印象をあたえるのである」と戦後回想している(井村1953:53)。

「ワシントン・ポスト」紙で23年間にわたって記者として働き、2006年にピューリッツァー賞を報道部門で受賞したデイヴィッド・フィンケルは、イラク戦争に従軍する兵士たちを取材するために新聞社を辞めてバグダッドに赴き、2007年4月から1年間にわたって、陸軍第16歩兵連隊第2大隊の兵士たちと生活を共にし、緊張に満ちた日常と死と隣り合わせの戦闘を詳細にレポートした。デイヴィッド・フィンケルは、それで終わるはずだった。しかし、バグダッドで知り合った兵士たちが、彼に帰還後に電話やメールや手紙で不調を訴えてきて、兵士たちが日常にすんなり戻れないことや精神的なダメージを抱えて苦悩していることを知った。それで「私の仕事は半分しか終わっていない。戦争の後を取材しなければならない」と決心し、兵士本人はもちろん、妻子や身内にいたるまで時間をかけて取材し、ペンタゴンの上層部や医療関係者からも、丁寧に聞き取りをおこない、『帰還兵はなぜ 自殺するのか』を書き上げた。同書の翻訳者である古屋美登里は、「訳者あとがき」で次のように同書の要旨を述べている。

イラク戦争は、イラクが大量破壊兵器を隠しているという理由でアメリカがイラクに侵攻したことから始まった。2003年の3月のことである。その裏には、9・11以降のアメリカの不安と、石油問題や宗教問題があったと言われているが、国家の威信を守るために直接戦地で戦ったのは、大半が貧困家庭出身の若い志願兵だった。第16歩兵連隊第2大隊の兵士の平均年齢は20歳だった。

そして戦争が終わり、兵士は英雄となって帰ってきたように見えた。ところが、目に見える身体的な損傷はなくても、内部が崩壊した兵士たちが大勢いることがわかった。アフガニスタンとイラクに派兵された兵士はおよそ2百万人。そのうち50万人が、PTSD(心的外傷後ストレス障害)とTBI(外傷性脳損傷)に苦しんでいるという事実が明らかになった。そして残された問題は、精神的な傷を負った兵士たちをどのように治していくのか、果たして治せるのか、というものだった。

本書に主に登場するのは、アダム・シューマン、トーソロ・アイアテイ、ニック・デニーノ、マイケル・エモリー、ジェームズ・ドスターの5人の兵士とその家族である。そのうちの1人はすでに戦死している。生き残った者たちは重い精神的ストレスを負っている。妻たちは、「戦争に行く前はいい人だったのに、帰還後は別人になっていた」と語る。戦争で何かあったのか、どうしてそうなったのか。

彼らは爆弾の破裂による後遺症と、敵兵を殺したことによる精神的打撃によって自尊心を失い、悪夢を見、怒りを抑えきれず、眠れず、薬物やアルコールに依存し、鬱病を発症し、自傷行為に走り、ついには自殺を考えるようになる。そうなったのは自分のせいだ、と彼らは思っている。自分が弱くて脆いからだと思っている。まわりからいくら、「あなたのせいじゃない、戦争のせいなのだ」と言われても、彼らの自責の念と戦争の記憶は薄れることはない。

しかもそうなったのは、彼らがイラクの戦闘のもっとも激しい地域に、偶然配属されたからに他ならないのだ。

一方、ワシントンの「ガードナー・ルーム」では、自殺防止会議が毎月開かれ、

自殺した兵士の数とその詳細について検討され、そこから何らかの教訓を得ようとしている。しかし、どれほど検討を重ねても自殺者が減る気配はない。陸軍が巨費を投じて作った医療施設は収容者でいっぱい、そこに入れられない者が大勢いるのである。そして収容者の多くは過剰な投薬を受けている。

毎年240人以上の帰還兵が自殺を遂げているという事実は(自殺を企てた者はその10倍と言われている)、限りなく重い。なぜ、帰還兵は自殺し続けるのか。(380-382頁)

古屋は、さらに、苦悩する兵士がいるのは、なにもアメリカに限ったことではなく、日本においても、イラク支援のため派遣された自衛隊員も同様であると次のように述べる。なお、それは、『愛媛新聞』の特集「私たち平成 第3部 [6] 自衛官も米兵も自殺相次ぐ」(2018年6月27日(証拠甲63号証)や原告準備書面(24)の「飯島意見書」からも明らかである。

本書で書かれたような苦悩する兵士がいるのは、なにもアメリカに限ったことではない。日本においても、イラク支援のため、2003年から2009年までの5年間で、延べ約1万人の自衛隊員が派遣された。2014年4月16日に放送されたNHK「クローズアップ現代」の「イラク派遣10年の真実」では、イラクから帰還後に28人の自衛隊員が自殺したことを報じた。自殺にいたらないまでも、PTSDによる睡眠障害、ストレス障害に苦しむ隊員は全体の1割から3割にのぼるとされる。非戦闘地帯にいて、戦闘に直接かかわらなかった隊員にすらこのような影響が出ているのである。そして日本では、そうした隊員に対する支援のシステムができていないと言いがたいのが現状だ。

また、2013年8月の「ニューズウイーク」に、アメリカでは帰還兵の自殺が毎日18人に上るという記事が出た。本書で報告されたイラク戦争帰還兵の自殺は氷山の一角に過ぎない。自殺ホットラインにかかってきた電話は、2011年では16万4千件。2千3百件が現役の兵士からで、1万2千件が復員軍人の友人や家族からのものだった。これは看過できない数字である。

イラク戦争に参加したイギリスやポーランドでも、同じようなことが起きていると思っただろう。戦争が終わっても、戦争がもたらした傷に終わりはない。(383-384頁)

前田哲男(軍事ジャーナリスト。原告準備書面(23)参照)・飯島滋明(名古屋学院大学経済学部准教授。原告準備書面(24)参照)編の『Q&Aで読む 日本軍事入門』(吉川弘文館 2014年)の「Q39 戦争とPTSDについて教えてください」には、「心的外傷後ストレス障がい(Post Traumatic Stress Disorder =PTSD)とは、『自分または他人の生命と危険を感じる精神的な外傷体験による強い恐怖と無力感』と定義されています。戦争や災害、大事故、生命の危険性が高い身体疾患などに遭遇したあと、その体験がもとになって生活に支障

が出る状態です。第1次世界大戦の際には『シェル・ショツク』(砲弾ショック)、第2次世界大戦中の症状については『コンバット・ファティーグ』(戦闘疲労)と言われる戦争神経症の存在が認められていました。ところがベトナム戦争での精神神経症はそれまでの戦争で生じたものとは異なるものとされ、PTSDが1980年に米国精神医学会で正式な診断名として認定されました。24時間、敵がどこにいない緊張感にさらされた精神的ダメージ、大義のない戦争に加担して無抵抗な一般市民を殺害したという良心の呵責・ストレスが、ベトナム戦争やイラク戦争での帰還兵のPTSDの主な原因と考えられています。」とし、ベトナム戦争で「アメリカ軍はおびたしい数のベトナム市民に対して虐殺、強姦、虐待行為をおこないましたが、そうした残虐行為がPTSDの生じる一因になりました。さらには、そうした残虐行為の実態がアメリカ社会で知られ、『赤ん坊殺し』『訓練された殺し屋』『社会のクズ』などとの厳しい批判と冷たい視線が帰還兵にむけられることで、帰還兵のPTSDはさらに深刻になりました。」「5万8000人の米兵の戦死者だけではなく、15万人の自殺者、帰還兵全員の40～60%が恒常的な情緒適応障がいをもち、麻薬・アルコール依存症が50～75%、帰還兵の失業率は40%、50万人のベトナム帰還兵が法的処罰により逮捕・投獄され、帰還兵全員の離婚率が90%といった実態が明らかにされています。」(138-139頁)とある。

また、同様のことを前掲のエイブラム・カーディナー著の『戦争ストレスと神経症』の訳者(中井久夫・神戸大学名誉教授、加藤寛・兵庫県こころのケアセンター研究部長・精神科医)は、371-373頁に詳細に述べている。

「自衛官の命を守る家族の会」の樋口のり子は、「自分の子供を亡くしてしまってから始めて自衛隊の中でたくさんの方が自殺をされていることを知りました。」(証拠甲64号証 1枚目「防衛省、自衛隊が抱える闇に光を!! 自衛官人権裁判・法廷で勝ち取る市民権」と述べている。「自衛官の命を守る親(家族)の会」設立趣意書(証拠甲64号証 9枚目)には、「一人で悩み、苦しみ、それでも仕事を続けようとした息子は、自ら命を絶ちました。親に相談してくれれば、どなたか寄り添っていて下されば、仕事を辞めてくれれば、あの日から考え続けています。」「残された者として、立ち直れないほど傷ついたこともあります。重く、やりきれない落ち着かない日々を過ごすばかりですが、一つだけわかったことがあります。」「一番つらかったのは本人だったなど。」とある。自殺した当事者も残された家族なども深く傷つくことを示している。

三宅勝久(元『山陽新聞』記者・ジャーナリスト)は、『自衛隊員が死んでいく』(花伝社 2008年)の「プロローグ 護衛艦『きりさめ』異常なし」で、「米軍でもイラク戦争以降、軍人の自殺者増加が問題となっているが、それでも10万人あたり17.3人(2006年)という。自衛隊の自殺率は、米軍の2倍を軽く超えている。」(19頁)とし、「イラク派遣経験者の自殺が突出していることが最近明らかになった。」(証拠甲64号証 7枚目)と述べている。

そして「防衛省によると、イラク特措法とテロ特措法に基づいてイラクやクウェート、インド洋等に派遣された隊員延べ約2万人のうち、在職中に死亡した隊員は35人(2007年10月末現在)。このうち自殺によるものが16人もいることがわかった。死亡者の、実に

半数近くを自殺が占めている。」「イラク派遣経験者の死亡は年を追うごとに増えており、2006年度の1年間だけで10人も隊員が死亡した。これら35人の死亡者の中には退職後の死亡は含まれていない。自衛隊を退職した後に自殺などで死亡する隊員もいるはずだが、防衛省は『把握できない』という。」「2005年、サマワに派遣されていた元警備中隊長の陸自3佐が、帰国後にノイローゼ気味になって自殺した。『米軍に近づくな。殺される』」、「週刊誌や新聞が伝えるところによれば、死の直前、3佐はそう叫んでいたという。部下が米軍に誤射されそうになるなど、極度の緊張を強いられたことによるストレス障害の可能性がある。・・・戦後60余年を経たいま、自衛隊は急ピッチで変わろうとしている。同時に隊員の心にも異変が起きている。自殺だけではない。殺人、強姦、強盗といった凶悪な犯罪を犯したり、薬物に手を出す自衛官は後を絶たない。」と述べている。

以上、断片的に「戦争・戦場・戦闘」が、兵士や自衛隊員の身体のみならず、心に大きなストレスを与え、心身ともに傷つけることを述べた。それは、「戦争・戦場・戦闘」地から帰還した後も心身の傷は癒えず、あるいは、帰還後に心的外傷後ストレス障害を来し、苦しむ。そして、自殺や麻薬・アルコール依存症などなどの様々な症状を引き起こしている。しかも、その心身の傷は、兵士や自衛隊員ら当事者に留まらず、その家族などにも及び、また戦場ではない、いわゆる銃後にも及ぶ。ましてや、加害者側でない、被害者側の心身上の傷は、さらに大きく深い。

本件「戦争法」は、人を殺し、殺される「戦場・戦闘地」に自衛隊員を出動させることを可能とする。それは、アレン・ネルソンが「多くの外国人を殺し、多くの日本の兵士が殺され、運良く生きて帰っても、あるいは身体に障害を負い、あるいは私のようにPTSDに苦しめられる」状況を引き起こす。このようなことを人々に強要する被告らの行為が許されるはずがない。

4 小結(「戦争法」が、主権者(原告らを含む)の「人格権」を侵害している)

以上のように、本件「戦争法」は、全世界に対して「㉞『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」となり→「㉟攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養」し→「㊱攻撃当事国日本人への反撃」を生み出し→「㊲日本国の日常生活の危険を増大」させ、そして、「㊳『戦争法』による攻撃当事国日本人となる人格権侵害による精神的苦痛」を生み出し→「㊴『戦争法』による攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養させる精神的苦痛」を生み出し→「㊵本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」を生み出し、主権者(原告らを含む)に苦痛を与え続けている。

このように、本件「戦争法」の本質は、国際社会の軍事的緊張を高め、戦争・紛争を助長し、殺し殺される極限状況の「戦闘現場」を広げ、そこに人々を放り込み、人々を貶め、憲法が保障する「人格権＝個人の尊厳」と「平和的生存権」を侵害する。

このように、本件「戦争法」は、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に反し、〈立憲主義〉を破壊し、憲法が保障する〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉を侵害し、それぞれの経験や社会的立場等に応じた危機感、恐怖や不安、精神的苦痛を派生させる。これは、決して杞憂などではなく、客観的具体的根拠に基づくものであり、決して単なる主観的、抽象的なものでもなければ、信仰・思想・良心・信条・信念等による受け止め方や考え方の問題ではない。

また、それは、代表民主制の下で国がとった施策の賛否の問題でもない。換言すれば、かかる侵害を受けない主権者(原告らを含む)の権利・利益は、憲法上の正当性根拠を有するものであって、単なる政策の是非の問題、それに対する賛否の問題ではなく具体的かつ根源的な権利の侵害であり、主権者(原告らを含む)、その被害を被っているのである。

結語(被告らの行為は、人格権を侵害し、それは、国賠法上の違法に該当する)

以上のように、本件「戦争法」の立法内容は、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉憲法に反した違憲立法であり、被告らの本件行為の本質は、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉の籓の下で平穏に暮らすという淵源的・基本的な主権者(原告らを含む)の具体的な〈立憲平和主義下の平穏な生活権〉の侵害である。

つまり、被告らの本件「戦争法」の立法化とその施行により、自衛隊活動は大きく変貌し、本件「戦争法」は、全世界に対して「㊦『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」となり→「㊧攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養」し→「㊨攻撃当事国日本人への反撃」を生み出し→「㊩日本国の日常生活の危険を増大」させ、そして、「㊪『戦争法』による攻撃当事国日本人となる人格権侵害による精神的苦痛」を生み出し→「㊫『戦争法』による攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養させる精神的苦痛」を生み出し→「㊬本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」を生み出し、主権者(原告らを含む)に苦痛を与え続けている。したがって、被告らの本件行為の直接的影響ないし間接的影響の有無やその強弱の程度にかかわらず、被告らの行為は、すべての主権者(原告らを含む)の「人格権」を侵害している。それは、国賠法1条1項の違法行為に該当する。よって、被告らの主張は、失当である。

以上